8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7399)

1目 住宅管理費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比 較	財	源	内	訳	備考
子 来 石 	本	削斗及		国庫支出金	起債	その他	一般財源	佣号
			•		_	(使用料)		
県営住宅管理効率化	185, 690	185, 690	0		•	185, 690		
事業								
トータルコスト	186, 470千F	円(前年度 1	86, 467千円)[正職員	: 0.1人]			
主な業務内容	県住宅供給	公社への住	宅管理事務	(入居等の)受付、修	修繕ほか)	の委託	
工程表の政策目標(指標)	_					_		

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県営住宅の効率的な管理体制の構築を図るため、県が管理する63団地、3,357戸について、鳥取県住宅供給公社にその管理事務及び家賃等の収納事務の一部を委託する。

2 主な事業内容

(1)委託業務の内容

入居者の公募、選考及び決定、同居及び入居承継の承認、修繕など県営住宅管理に係る業務

(2)委託先・委託料等

委 託 先:鳥取県住宅供給公社

委 託 期 間:5年間(平成26年度~平成30年度)

委託料総額:928,450千円

鳥取県住宅供給公社 運営費	779	754	25			779	
トータルコスト	1,559千円(前年度 1,5	31千円) <u>[</u> [E職員:0.	1人]		
主な業務内容	公社指導·	監督及び負	担金事務				
工程表の政策目標(指標)		<u></u>	1				

事業内容の説明

地方公務員等共済組合法に基づく鳥取県住宅供給公社職員に係る共済組合の県負担金。

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7364)

1目 住宅管理費

(単位:千円)

- II II II II II II I								
車 坐 夕	本年度	前年度	比較	財	源	内	訳	備考
事業名	本 平 及	削 平 及	比較	国庫支出金	起債	その他	一般財源	焩号
			,					
被災者向け民間賃貸	888	888	0				888	
住宅借上げ事業	•							
トータルコスト	1,668千円	(前年度 1,	665千円)[正職員:0	. 1人]			
主な業務内容	民間賃貸住	宅の借上げ						
工程表の政策目標(指標)	_							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により本県へ避難した世帯の住環境確保のため、民間賃貸住宅の借り上げを行う。

2 事業内容

借上げ民間賃貸住宅の家賃の支払 対象世帯 2世帯 12か月分

とっとりの美しい街 なみづくり事業	1, 400	2, 720	△1, 320			1, 400	
トータルコスト	2,960千円	(前年度 4,2	73千円)[]	王職員:0.	2人]		
主な業務内容	周知説明、	補助金事務				 	
工程表の政策目標(指標)	_	•				 	

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

市町村及び地域住民による街なみ環境整備事業において、民間住宅等の修景整備に係る所有者の負担を軽減することで、とっとりの風土や暮らしに根ざした美しい街なみ景観保全を促進する。

2 主な事業内容

鳥取県街なみ環境整備等促進事業

街なみや景観の保全にかかる国庫補助事業を市町村が実施する場合において、事業を促進する観点から、所有者が負担する費用の一部について助成する。(市町村への間接補助)

補助率	県1/9、国1/3、市町村1/3、所有者2/9
	・住宅等修景(工事費のうち外観に係る経費)
対象事業	・建築整備等修景(屋外に露出している空調設備等の隠ぺい等)
İ	・外構修景(門、塀等)
実施見込	1市:7件

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7364)

1目 住宅管理費

(単位:千円)

事 業 名	本年度	前年度	比較	財	源	内	訳	備考
 	本于及		九 牧	国庫支出金	起債	その他	一般財源	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
まちづくり推進事業	416	416		200			216	
連絡調整費	410	410	U	200			210	
トータルコスト	14, 452千円	(前年度 14	, 393千円)	[正職員:1	. 8人]			
主な業務内容	個別相談・	情報提供等、	周知説明、	補助金事	多、国と	の調整		
工程表の政策目標(指標)	 _			_				

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

市町村による街なみ環境整備事業及び都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)(いずれも社会資本整備総合交付金の基幹事業)の適正な執行に資する。

また、地域の景観まちづくり団体の活動をサポートし、地域の景観資源を活用した、地域が主体のまちづくり活動を促進する。

2 主な事業内容

- (1) 市町村等が実施する次の国補助事業における指導監督及び必要な事務を行う。
 - ア 街なみ環境整備事業
 - イ 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)
- (2) 景観まちづくり団体の活動サポート
 - ア 相談対応及び情報提供
 - ・活動団体の相談対応を通じて、活動に係る課題、ニーズを把握するとともに、必要に応じて 県の支援策等の情報提供を行う。
 - ・団体概要及び活動等をとりネットに掲載する。
 - ・メーリングリストを活用した適時の情報提供及び情報交換。
 - イ 意見・情報交換会の開催
 - ・活動団体の活動発表、情報共有及び連携体制の構築に資する場を設けることにより活動の促進、円滑化を図る。
 - ウ 活動団体の情報発信

住まいまちづくり課 管理運営事業	31, 676	41, 627	△9, 951			(雑入) 8	31, 668	
トータルコスト	31,676千円	(前年度 4	<u>.</u> 1,627千円)		0.0人	非常勤職	<u> </u>	
主な業務内容	課内・地方	機関及び関係	系機関との連	連絡・調整	·			
工程表の政策目標(指標)	_					·		

事業内容の説明

課内、各地方機関及び各種関係機関への連絡・調整及び実施事業に要する事務的経費。

〔廃止〕							
県営住宅管理システ	0	19, 288	△19, 288				
ム改修事業						·	
トータルコスト	0千円 (前	年度 △19,2	88千円)	_			

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7408)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 国庫支出金	源 起債	内 その他	訳 一般財源	備考	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			四件人出业	KE IX	C 42 E	/4X.X4 1/A		
とっとり住まいる 支援事業	437, 850	315, 707	122, 143	77, 000			360, 850		
トータルコスト	449, 547千月	· 引 (前年度	327, 355千	円)[正耶		5人]			
主な業務内容 申請書等の審査、補助金交付決定、中間確認・完成検査、補助金の支払い									
工程表の政策目標(指標)	_								

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材の需要拡大及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設等を促進するため、県内業者等を活用した県民の住まいづくりを幅広く支援する。

2 主な事業内容

- (1) 住宅新築への支援(最大(上限)100万円/戸、予算額:278.800千円)
 - ・県内事業者により木造一戸建住宅を新築する場合、基本支援として定額2万円/戸の支援を行う。
 - ・県産材を10m3以上使用した場合、使用量に応じた段階的な上乗せの支援項目を設けるほか、子育て 世帯等への支援として新たに三世代同居等への支援を行う。
 - ・基本支援及び上乗せ支援により、最大(上限)100万円/戸の支援を行う。

※改正要旨:木造住宅が一定程度普及してきていることを踏まえ、一戸当たりの県産材利用の量的 な拡大を促進するため、県産材及び県産規格材について、使用量に応じた段階的な支援 制度への見直しを行う。また、子育て世帯等に対する支援を一層充実させるため、三世 代同居等への支援を創設する。

区分	支援内容	予算額(千円)
【改正】		19148(111)
. 基本支援	万円/戸(5万円→2万円)	11, 000
【改正】	10m3以上の県産材を使用する場合、定額40万円/戸	
県産材活用支援	(45万円→40万円)	175, 600
上記の支援に加え、以下	の要件を満たせば上乗せ支援を行う。	
【新設】県産材中規模	20m3以上の県産材を使用する場合、定額8万円/戸	
加算支援		5, 600
県産材大規模加算支援	25m3以上の県産材を使用する場合、定額5万円/戸	2, 000
【改正】	県産規格材1万円/m3	
県産規格材活用支援	ただし、県産材の使用量に応じて最大額は次のとおり。	
	・県産材10m3以上使用した場合、最大10万円	
	・県産材20m3以上使用した場合、最大13万円	
	・県産材25m3以上使用した場合、最大15万円	
	(最大15万円→段階的な最大額10万円、13万円、15万円)	43, 600
伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、定額20万円	*
	/戸(手刻み/下見板張/左官仕上/日本瓦葺/木製建具)	16, 000
【改正】	住宅を新築する世帯が子育て世帯等に該当する場合、定額	
子育て世帯等支援・三	10万円/戸	
世代同居等支援	上記を満たし、かつ新たに三世代同居等する世帯に該当す	·
	る場合、定額15万円/戸	25, 000

- (2) 住宅改修等への支援(最大(上限)50万円/戸、予算額:23,250千円)
 - ・一定量以上の県産材を活用して既存住宅の改修等を行う場合、県産材の使用量に応じた支援を行う。
 - ・伝統的な技術の活用や子育て世帯等、一定の要件を満たす場合の上乗せの支援項目を設ける。
 - ・基本支援及び上乗せ支援により、最大(上限)50万円/戸の支援を行う。
 - ※改正要旨:県産材活用支援の拡充や子育て世帯等への支援を創設し、より使いやすい制度への見 直しを行う。

区分	支援内容	予算額(千円)
【改正】	県産材を使用する場合、次の単価に応じて最大25万円/戸	1 9F 4X (1 11)
県産材活用支援	・構造材、下地材で0.3m3以上使用する場合、2万円/m3	
	・内・外装の仕上げ材で1m2以上使用する場合、4千円/m2	
	(2万円/m3→使用部位に応じて2万円/m3、4千円/m2)	16, 250
上記の支援に加え、以下	の要件を満たせば上乗せ支援を行う。	
伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、施工面積に	
]	応じて最大15万円/戸(大工技能/左官技能/建具技能)	4, 500
【新設】	住宅を改修等する世帯が子育て世帯等に該当する場合、定	
子育て世帯等支援・三	額5万円/戸	
世代同居等支援	上記を満たし、かつ新たに三世代同居等する世帯に該当す	
	る場合、定額10万円/戸	2, 500

- (3) 平成27年度交付決定(平成28年度支払)分 (予算額:129,800千円)
- (4) 工務店等への支援(補助率:1/2(上限500千円/件)、予算額:6,000千円)

建設、設計、木材供給事業者等が2社以上連携し(うち1社以上はとっとり住まいる支援事業の設計又は施工実績が必要)、県産材を活用した木造住宅の良さ等を普及する場合、その活動への支援を行う。

3 これまでの取組状況

- ・平成26年度から住宅取得者を幅広く支援するため、「環境にやさしい木の住まい助成事業」を全面 的に見直し、利用しやすい制度とした。
- ・平成27年度から県産材の利用を一層促すため、新築に係る上乗せ支援に大規模加算支援(25m3以上 定額5万円)を追加した。
- ・平成27年度12月末現在の交付決定件数(677件)は、昨年度同期(498件)から大幅に増加している。

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7412)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事	業	名	本	年		前	年	度	比	較		財	源	内	訳	備考
- 	*	111	4	-1-	155.	נית	~~	DZ.	يار	+又	国庫支	出金	起債	_ その化	也 一般財源	1/18 45
			債務	負担征	宁為				債務負	担行為	債務負担	行為	債務負担行為)	債務負担行為	
			18	5, 23	37 J	ŀ			185,	237	80, 6	55	98, 000	J	6, 582	
公営	住宅	整備	`										(624, 000)	5		1
事業						ţ		-	l			ļ	1	(雑入)) }	県負担額
			1,	135,	272	1,	613,	173	Δ47	7, 901	487,	084	624, 000		0 24, 148	648, 148
						•										
h-:	タルコ	スト	1, 1	71, 9	923	F円	.(育	1年月	差 1,64	49, 669	千円)	[正]	職員:4.7.	人 非常	勤職員:4.0)人]
主な	業務	内容	企画	立	案、	交付	金事	務等								
工程表の	政策目標	(指標)	-								•					

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

昭和50年代以前に建設され老朽化した県営住宅(約1,700戸)のうち全面的な改善が適当と判断された住棟については、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から順次、長寿命化を図ることとし、トータルリモデルを実施する。

また、住棟型式等から全面的な改善が適さない住棟については、エコ改善(断熱・省エネ改修等)または、個別の修繕を実施する。

2 主な事業内容

(1) 建替等整備事業 777.164千円

/4 to 19 Just 1911 .	, ,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
団地名	位置	構造・階数	戸数	備考
余子	境港市誠道町	鉄筋コンクリート造4階建	24	解体工事(2期)
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善(7期)工事、設計(8期)
緑町第1	鳥取市立川町	鉄筋コンクリート造4階建	48	全面的改善(2期)工事、(3 期)工事
緑町第2	鳥取市立川町	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善設計(1期)
ひばりが丘	鳥取市浜坂	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(2期)工事、設計 (3期)
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(3期)工事

(2) 大規模改修事業 347,614千円

- ・外壁・屋上改修工事(末恒第二団地他 計7団地9棟)
- ・バリアフリー改修工事(材木町団地集会所他 計3棟)
- ・エレベーター改修工事(6基)
- · 給湯器浴槽取替工事(浜坂第一団地)
- ·集会所建替工事(末恒第二団地)
- (3) その他(非常勤職員人件費等) 10.494千円

3 これまでの取組状況、改善点

- ・鳥取県地域住宅計画に基づき整備・改修事業を計画的に実施している。
- ・地域住宅計画Ⅱ期の5カ年計画(H23~27)では、全面的改善時の一層のコスト縮減及び省エネ改修の手法によるエコ改善事業に取り組んだ。

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比 較	財	源	内	訳	備考
李 朱 石	本 千 皮	削 平 及	此 戦	国庫支出金	起債	その他	一般財源	1/用/与
鳥取県地域優良賃貸 住宅供給促進事業	1, 440	1, 440	0	720			720	
トータルコスト	3,000千円	(前年度 2,99	93千円)[正職員:0	. 2人]			
主な業務内容	制度広報、	関係機関連絡	調整、事業	美定施状況	管理、衤	甫助金交伯	寸事務	
工程表の政策目標(指標)								

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

民間事業者による障がい者向け賃貸住宅(鳥取県地域優良賃貸住宅)の供給を推進し、民間資源を活用した障がい者の居住安定・住環境向上を図ることにより、重層的な住宅セーフティネットの構築を図る。

2 主な事業内容

県の認定を受けた鳥取県地域優良賃貸住宅を経営する民間事業者に対し、入居者の所得等に応じた家賃減額に要する費用の一部を助成する。

・対象戸数 3戸

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成21年度に建築関係者、不動産関係者、福祉関係者、学識経験者等を構成員とする鳥取県地域 優良賃貸住宅供給計画認定委員会を設置し、22年度にかけて整備対象地域及び住宅の整備基準等 を検討した。
- ・平成22年度にモデル事業として、3戸の供給の認定及び住戸のバリアフリー化等に伴う改修事業を実施し、平成23年度に完了した。
- ・平成23年度から地域優良賃貸住宅の管理を行う事業者に対し家賃の減額助成を行っている。

8款 土木費

6項 住宅費

(住まいまちづくり課(内線:7408)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

							· 1 1-4- ·	, , , , ,
事業名	本年度	前年度	比較	財	源	内	訳	備考
子 采 石.	4 年 及	刑平及	10 11	国庫支出金	起債	その他	一般財源	加力
			,			(雑入)	,,	
鳥取県居住支援協議会	8, 580	8, 711	△131	3, 861		2, 357	2, 362	
活動支援事業	i	,						
トータルコスト	10, 140千	円(前年月	ま 10,264千円	引) [正職	員:0.2	人]		
主な業務内容	運用、居	運用、居住支援協議会との調整等						
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

住宅確保に配慮を要する高齢者、障がい者等(以下「住宅確保要配慮者」という。)の住生活の安定と向上を図るため、民間賃貸住宅の有効活用に係る基盤整備を行うことにより、地域の実情に応じた重層的な住宅セーフティネットの構築を推進する。

2 主な事業内容

鳥取県居住支援協議会の活動に係る経費の一部を支援する。

区分	内 容
事業主体	鳥取県居住支援協議会
補助金額	8,580千円
補助率	10/10 (国45%、県27.5%、4市27.5%)
補助対象経費	○協議会事務局に係る人件費、旅費及び事務所費
	○あんしん賃貸相談員に係る人件費及び旅費等
	○会議、セミナー等の開催に係る経費
	○普及啓発及び広報に係る経費

【居住支援協議会の主な活動内容】

- ①あんしん賃貸住宅、協力不動産店及び支援団体の登録
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒否しない民間賃貸住宅及び事業に協力する不動産店、支援団体 を登録し、協議会会員その他関係団体との連携により広く情報提供する。
 - ・登録された協力不動産店が住宅確保要配慮者の入居相談に応じ、あんしん賃貸住宅への円滑 な入居を支援する。
- ②あんしん賃貸支援事業相談員の配置
 - ○協議会会員である(公社)鳥取県宅地建物取引業協会が東・中部で1名、西部で1名、計2名 の専任相談員を配置する。
 - ○事業の一元的窓口として相談・問合せ等に応じるほか、入居に係る連絡調整、関係者への協力要請等により、制度の普及定着及び住宅確保要配慮者の円滑な入居を包括的に推進する。

3 これまでの取組状況・改善点

- ・平成21年度に(公社)鳥取県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会鳥取県本部と協力協定 を締結し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、不動産業界と協力して取り組んでいく体制 を整備した。
- ・平成21年度より、専任相談員を(公社)鳥取県宅地建物取引業協会への委託により配置している。 (東・中部1名、西部1名)
- ・平成24年11月には、住宅セーフティネット法に基づく鳥取県居住支援協議会を、県・市町村、居住 支援団体、不動産団体により設立し、関係者間で情報共有を行い課題を協議する体制を整備した。
- ・また、平成25年度から実施主体を当該協議会に移行した。
- ・平成26年度に、4市に協議会活動に係る経費負担を求める協定を締結した。

<登録戸数と相談件数の推移>

	4 - W - 4 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	*****					
	区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
	登録戸数 (戸)	641	641	921	1, 021	1, 069	1, 179(120棟)
							(12月末時点)
	相談件数(件)	92	125	189	194	178	206
j							(12月末時点)

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7398)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

							` ' 1850	* 1 1 47
事業名	本年度	前年度	比 較	財	源	内	訳	冶水
学 来 石 	一	削升及	比較	国庫支出金	起債	その他	一般財源	備考
鳥取エコハウス推進	1, 190	1, 180	10	535	,	,	655	
事業								
トータルコスト	1,970千円	(前年度 1,	957千円)[正職員:0	. 1人]			
主な業務内容	鳥取エコハ	東エコハウスの普及推進						
工程表の政策目標(指標)								

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材を多用し、本県の気候・風土に適した住宅として開発した鳥取県型環境配慮住宅(鳥取エコハウス)の普及を図り、環境負荷の低減に配慮した住宅づくりを推進する。

2 主な事業内容

鳥取エコハウス推進協議会が取り組む鳥取県型環境配慮住宅の普及、販売に向けた活動に対して支援を行う。

項目	内 容
フェア展示(委託料)	プロダクト住宅を体感できるモデルルーム(組立移動式)の展示
	を、木の住まいフェア主催者である鳥取県木造住宅推進推進協議会
	に委託する。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成23年度に林業者、製材業者、設計者、工務店など住まいづくりに関わる川上から川下までの 事業者で構成する鳥取エコハウス推進協議会を設立し、住宅の設計、供給体制の構築及び木造 住宅向けの県産材規格材の開発等に取り組み、平成24年度には、モデルルーム(組立移動式)を 製作した。
- ・平成25年以降は、協議会の運営を民間主体とし、基準等の整備、県産材供給体制の検討、広報宣 伝の実施等の活動を支援している。

高齢者向け優良賃貸 住宅供給促進事業	70, 157	86, 877	△16, 720	35, 077		35, 080	_
トータルコスト	72, 496千円	(前年度 8	9,207千円)	[正職員:	: 0.3人]		
主な業務内容	補助金交付	事務、認定	事業者への管	管理等の指	導		
工程表の政策目標(指標)	_				•		

事業内容の説明

知事が認定した高齢者向け優良賃貸住宅を管理している民間事業者に対し、入居者の所得等に応じた家賃低廉化に要する費用の一部を補助する。

1000 MINIOR STORY	43/11 - 5 Hr C 1111-50 2 2 20 2	
区分	内容	
家賃補助	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。	
,	・4団地 181戸(国1/2、県1/2)	

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線7364)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財	源	内	訳	備考
	4 平皮	例 平 及	九牧	国庫支出金	起債	その他	一般財源	佣传
住宅新築資金等貸 付助成事業	28, 037	21, 562	6, 475	18, 630			9, 407	
トータルコスト	29,597千円	(前年度 2	3,115千円)	[正職員	: 0.2人			
主な業務内容	な業務内容補助金交付事務、国との調整、市町村指導、調査統計							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

住宅新築資金等貸付事業の実施に伴う市町村の財政負担を軽減し、事業の円滑な実施を促進するため、償還推進に要する事務的経費等に対して助成する。

2 主な事業内容

住宅新築資金等貸付金の償還が最大25年の長期に及ぶため、市町村の事務費負担軽減を図る。また、 一定の要件を満たし、回収不能債権として認定された債権及びその利子に対して助成を行う。

	- PY 1 110 DY 110 -	しておかしとすびと反信人とというは、にかりとものがなという。
区分	予算額	内容
償還推進助成事業費	27,946千円	・回収業務に要する費用の財政負担の軽減
		(回収、督促に係る事務費、法的措置に係る弁護士費用、
		執行費用等)
		・回収不能となった債権及びその利子の補填
		【助成対象】: 14市町(要件:償還未了、財政力指数0.8未
		満)
,		【負担割合】: 国1/2、県1/4、市町村1/4
償還推進指導費	91千円	・市町村の回収率の向上を図るための研修会の開催
合 計	28,037千円	

※住宅新築資金等貸付事業

歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の改善を図るため、 同地域において宅地取得、住宅新築、住宅改修を行う者に対し、昭和41年以降、市町村が国の助成を 受けて資金貸付を実施した事業。

(「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、貸付事業は平成13年(当県は平成8年)をもって終了し、現在は貸付金の償還業務のみが継続している。)

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7390)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財	源	内	訳	烘点
事 来 石 	平 平 反	即 十 皮	比較	国庫支出金	起債	その他	一般財源	備考
					, •	(貸付金元利収入)		
個人住宅建設資金貸	3, 105	4, 720	△1,615			3, 105		
付事業								
トータルコスト	3, 105千円	(前年度	4,720千円)	[正職員:	0.0人]			
主な業務内容	預託金貸付	寸・償還事剤	务					
工程表の政策目標(指標)	_							

事業内容の説明

県民の持家建設促進等のため、県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託を行う。 (継続分のみ) 平成28年度予定残高:15,435千円、貸付件数:45件

融資対象	貸付利率	融資限度額	返済期間
公庫融資だけでは資金が不足	公庫基準金利	新築・購入:400万円	新築・購入:20年以内
する者でバリアフリータイプ	+0.5%	改良 : 200万円	改良 : 10年以内
の住宅を建設・改良する者			

鳥取県西部地震被災	4 007	E 740	A 701	,		(貸付金元利収入)	
者向け災害復興住宅 建設資金貸付事業	4, 987	5, 748	△761			4, 987	
トータルコスト	4,987千円	(前年度	6,525千円)	[正職貞	i : 0. 0,	人]	
主な業務内容	預託金貸付	†・償還事務	务				
工程表の政策目標(指標)							

事業内容の説明

鳥取県西部地震による被災住宅の建替等に係る住宅融資を受ける者に対し、金融機関と協調して上 乗せ融資を行う。(継続分のみ)平成27年度予定残高:10,841千円、貸付件数:8件

対象者	公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者
貸付限度額	・建設 400万円 (20年償還、据置なし)
	・補修 200万円(10年償還、据置なし)
貸付利率	2.1%

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7398)

2 目 住宅建設費

(単位	•	千	円)
\ _	•	- 1	1 1/

事業名	4 本	年	度	前	年	度	比	較	財	源	内	訳	備考
尹 朱 1	7 4		戊	ניפו		泛	ш	拟	国庫支出金	起債	その他	一般財源	1/18/45
鳥取県木造住宅	2生産	3, (000		3,	000		0	1, 350	,		1, 650	
者団体活動支援	妥事業												
トータルコスト 3,780千円 (前年度 3,777千円) [正職員:0.1人]													
主な業務内容補助金交付事務、団体の活動に対する指導、育成													
工程表の政策目標	(指標) -	-					•						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域の風土に根ざした木造住宅に関する技能・伝統・文化を次世代に引き継ぐため、大手住宅メーカーに比べ商品力・営業力が脆弱な県内の木造住宅生産者団体等の活動を支援し、企画力の向上を図るとともに、県民に広く木造住宅の魅力を伝えることにより、県産材の需要拡大を図る。

2 主な事業内容

木造住宅生産者団体等が行う木造住宅の普及及び県産材の需要拡大、伝統技術の普及継承、県民の 住文化の向上等に資する取組に対して助成する。(補助率:1/2)

住宅金融支援機構審查受託等事務費	268	268	Ő	·		(受託事業収入) 250	18	
トータルコスト	4, 167千円	(前年度 4,	151千円)	[正職員:	0.5人]		<u>'</u>	
主な業務内容	住宅金融支	援機構審查受	受託業務、	住宅相談多	9付、関	連諸制度の瓜	広報	
工程表の政策目標(指標)	-		•					

事業内容の説明

住宅金融支援機構の災害関連貸付に係る設計及び工事審査を受託する。

鳥取県被災者住宅再 建支援基金積立事業	29, 706	29, 674	32			(財産収入) 29, 706					
トータルコスト	30,486千円	(前年度 30), 451千円)	[正職員:	0.1人]						
主な業務内容	基金の積立	基金の積立業務									
工程表の政策目標(指標)											

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県被災者住宅再建支援条例(平成13年鳥取県条例第40号)に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することで、被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。

2 主な事業内容

自然災害により、住宅に著しい被害を受けた地域の被災者に対して交付する支援金の財源に充てる ため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積み立てる。

平成24年度で積立額が条例で目途としている20億円に到達したことから、平成25年度以降の拠出を 一旦停止し、基金運用による利息収入のみを積み立てる。

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比 較	財	源	内	訳	備考		
争 朱 石	4 平 及	削平皮	比較	国庫支出金	起債	その他	一般財源	加巧		
鳥取県住生活基本計 画改訂版策定事業	3, 887	4, 619	△732	1, 943			1, 944			
トータルコスト	7,006千円	(前年度7,	725千円)	[正職員:	0.4人]					
主な業務内容	主な業務内容検討会の開催、業務委託に係る発注事務及び受注業者への指導									
工程表の政策目標(指標)	_									

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

住生活基本法 (平成18年法律第61号) に基づき、鳥取県住生活基本計画 (平成18年度策定。平成23年度改訂) を現状に踏まえて見直し、改訂する。

2 主な事業内容

(1) 鳥取県住生活基本計画見直し検討会の開催(456千円)

平成25年度に実施した鳥取県住生活総合調査等の結果に基づき、現状の住宅環境、住生活の現状を把握し、課題分析や成果指標の再設定等の検討を行うため、住宅関係事業者や福祉団体、学識経験者等を交えて検討会を開催する。(H28年度開催回数:3回)

- (2) 鳥取県住生活基本計画改訂版策定業務委託(3,431千円)
 - 鳥取県住生活基本計画改訂版策定のため、下記に掲げる業務の外部委託を行う。
 - ・現行鳥取県住生活基本計画の成果検証
 - ・住環境の現状と課題分析
 - ・主要施策、成果指標、展開すべき具体的な施策の提案
- 3 これまでの取組状況

鳥取県住生活基本計画を平成18年度に策定し、平成23年度に改訂を行った。

※鳥取県住生活基本計画

平成18年6月に制定された住生活基本法に基づき、国が策定した住生活基本計画(全国計画)に 即して、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本的事項を定めたもの。

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7364)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

	·							• • • • •
事業名	本年度	前年度	比 較	財	源	内	訳	備考
争 朱 石	本中及	1 即 平 及	九 戦 ————	国庫支出金	起債	その他	一般財源	1佣~5
「とっとり匠の技」								
活用リモデル助成事	1, 200	1, 950	△750	405			795	ĺ
業								
トータルコスト	2,760千円	(前年度 3,	503千円)[正職員:0	. 2人]			
主な業務内容	申請書等の	審查、補助	金交付決定、	中間確認	・完成検	查、補助	金の支払い	·
丁段裏の政策日標(指標)				•				

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

伝統的な木造建築物の維持保全に携わる建築大工、左官及び建具技能士の伝統技能を活用した建物の改修等を支援することにより、職人技の活用の場を創出し、伝統技能の継承及び空き家・空き店舗など既存ストックの有効利用を促進する。

2 主な事業内容

伝統技能を活用した建築物(住宅を除く)の改修、模様替えに係る経費の一部を助成する。

○助成要件

【基本助成】県内に主たる事務所を有する業者に所属する、又は個人である一級又は二級の 技能士(大工・左官・建具)が行う10万円以上の改修工事であること。

【追加助成】基本助成要件を満たした上で、改修部分の床面積が7m以上の内部改修又は外 部改修を伝統技能のうち2種以上を活用して施工すること。

ただし、各要件に規定する面積の2倍以上の改修を行う場合は1種でも可。

○補助率等:基本助成:1/2(県1/2、所有者1/2)、上限50千円

追加助成:1/2 (国1/2×45%、県1/2×55%、所有者1/2)、上限450千円

○対象経費:基本助成:大工、左官又は建具技能士が施工する改修工事に係る経費

追加助成:伝統技能のうち2種(1種)以上の活用に係る経費

○補助対象項目及び補助単価:下表のとおり

			補助対象項目	補助単価
Г		基本助成	県内に主たる事務所を有する業者に所属する、又は個人	
			である一級又は二級の技能士が行う10万円以上の改修工	
			事	50千円/m
		大工技能	県産材を使用して見付け面積で10m以上下見板張りとし	
	外部	(外壁・羽目板)	たもの	<u>13千円/m³</u>
		左官技能	小舞等下地の上に湿式工法により10m以上仕上げるもの	
		(外壁・漆喰)	,	13千円/mi
追		左官技能	湿式工法によりブロック塀等を見付け面積で10m以上仕	_
加		(塀)	上げるもの	12千円/m²
助		大工技能	県産材を使用して内部造作を見付け面積で7m以上仕上	
成	内部	(室内造作)	げるもの	11千円/m²
		左官技能	小舞等下地の上に湿式工法により7m以上仕上げるもの	
		(漆喰)		13千円/mi
		建具技能	県内に本拠地を置く建具業者が作成した木製建具を見付	
			け面積で3m以上使用するもの	19千円/m

3 これまでの取組状況、改善点

- ・業界からの要望を受け、平成25年度に本制度を創設した。
- ・平成26年度、27年度にそれぞれ業界等の意見を参考に技能士要件の緩和や対象工事の拡大等の改正 を行った。

比 較

83

財

国庫支出金 起債

756

源

4款 衛生費

2項 環境衛生費

事 業 名

氷ノ山国定公園シカ

東部生活環境事務所 (0857-20-3676) (単位・4円)

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

本 年 度

	(半)	<u> </u>	
内	訳	備考	
その他	一般財源	加布	
	756		

食害防止対策事業 3,072千円(前年度 2,982千円)[正職員:0.2人] トータルコスト

前年度

1, 429

受託者との連絡調整、関係法令手続き 主な業務内容

1, 512

工程表の政策目標(指標)

事業内容の説明

事業の目的・概要

氷ノ山国定公園におけるシカの食害対策として、シカの個体数管理を行い、生物多様性の保全を図 る。

2 主な事業内容

氷ノ山国定公園の中でもシカ食害が顕著である自然探勝路周辺の被害軽減を図るため、電気柵の設 置によりサンカヨウ(希少植物)群落を保全するとともに、くくりわな設置によりシカを捕獲・駆除 する。

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所地域振興局 (0859-31-9372) (単位:千円)

4 目 環境保全費 〈地方機関計上予算〉											(単位	立:千円)			
事	業	名	本	在	度	前	年	度	比	較	財	源	内	訳	備考
→	来	10	4		DZ.	Hil	+	区	<u>и</u> .	牧	国庫支出金	起債	その他	一般財源	漏传
						l									

大山駐車場利用向上 事業 422 422 0 422 422 422 10 422

 事業
 「 1,982千円 (前年度 1,975千円) [正職員:0.2人]

 主な業務内容
 委託料・電気代の支払、関係団体との調整

 工程表の政策目標(指標)

事業内容の説明

平成19年度に設置した県立大山駐車場の融雪装置の維持管理を行う。

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局 (0859-31-9320)

- /\ /\ /\ /\ /\ /\ /\ /\ /\ /\ /\ /\ /\				<u>— — — — — — — — — — — — — — — — — — — </u>	710 1 7 7	·// 11-1 / 11 / 10	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7 7 0 0 2 0 7
4 目 環境保全費	<地方機	<u> 関計上予算</u>	\$ >				(単位	: 千円)
事業名	本年度	前年度	比較	財	源	内	訳	備考
事業名 	平 円 茂	削平皮	上 収	国庫支出金	起債	その他	一般財源	加与
		<u>-</u>				(財産収入)	_	
大山オオタカの森保	7, 663	10, 504	△2, 841	3, 218		654	3, 791	
全事業	İ							
トータルコスト	8, 443千円	9 (前年月	图 11, 281	千円)[正職	員:0.1/			
主な業務内容	管理委託	契約事務、	施設維持	補修事務、	関係機関	との調整、記	午認可事務	

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を 貴重な財産として将来に継承するため、観察路の維持管理、営巣環境整備等を実施する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業	予算額	内 容
営巣環境整備	7, 427	アカマツ林の更新伐及び伐木の売却、松食い虫被害木の駆除
維持管理	236	観察路等の維持管理委託 (草刈り等)
計	7, 663	

							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
大山自然歷史館管理 運営費	31, 792	31, 847	△55				31, 792	
トータルコスト	34,911千円	(前年度 3	4,953千円)	[正職員:	0.4人]			
主な業務内容	委託業務の	執行管理、排	旨定管理者と	この連絡調	整	,		
工程表の政策目標(指標)	1							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県立大山自然歴史館の充実した施設運営を図るため、指定管理者による管理運営等を実施する。

2 主な事業内容

区分	予算額	内 容
指定管理委託料		指定管理者:一般社団法人大山観光局
	31, 639	指 定 期 間:5年(平成24年4月1日~平成29年3月31日)
	ļ	委託料総額:156,437千円
指定管理候補者	!	次期管理候補者の審査を行うための委員会を実施する。
審査委員会の開催	153	(3回分)
計		
	31, 792	

	71	関				平成27年度	平成28年度		財 源	内 訳			,	生活環境部(単位:千円 事業内容の説明
		. 4	事 業	名		年成27年度 6月補正後予算額 (A)	当初計上予算額 (B)	国庫支出金	起債	その他	一般財源	₿/A	備考	(主な事業・箇所)
<u> </u>	-	般	公	共 事	業	308,051	575,239	563,166			12,073	186.7%	県費負担 12,073	
-		水	————道	 * 事	業	0	506,166	505,666	-	- -	500	皆増	県費負担 500	鳥取市、岩美町、若桜町、大山町、伯耆 町、江府町
		農	業集落		業	284,051	60,073	53,000			7,073	21.1%	県費負担 - 7,073	
_			県営農業	美集落排水	事業	_	,					_	,	
		į	団体営農	業集落排水		284,051	60,073	53,000			7,073	21.1%	7,073	東郷(鳥取市)、小田(倉吉市)、旭南(三 町)
<u>.</u>		公	園	事	業	24,000	9,000	4,500	-	•	4,500	37.5%		長寿命化計画の策定(燕趙園、米子駅f だんだん広場)
¥ ¥	É	県	公 公	共 事	業	109,830	146,066		<21,700> 31,000	, <u>.</u>	115,066	133.0%	県費負担 136,766	
		農	業集落	排水	事 業	_	_			·		-		
F			県営農業	 纟集 落 排 水	事業	_	<u> </u>		,					
Ę .			団体営農	業集落排水	事業)		
		公	··· 園	事	業	109,830	146,066		<21,700> 31,000		115,066	133.0%	県費負担 136,766	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公 園、燕趙園
	,	(—	計般 公 共	. + 単独		417,881	721,305	563,166	<21,700> 31,000		127,139	172.6%	県費負担 148,839	
- X	Ę∤	神川	川流 域	下水道	事 業	273,439	288,530	163,500	<21,504> 64,000	(負担金) 60,750	(繰入金) 280	105,5%	県費負担 21,784	天神浄化センター
	,н-	:	F 75 42	合 "市"		691,320	1,009,835	726,666	<43,204> 95,000	60,750	127,419	146.1%	県費負担 170,623	

(注)起債欄の上段く >書きは交付税措置額を除いた金額である。 備考欄の県費負担額は起債欄のく >書きの金額と一般財源または繰入金の金額を加算したものである。

平成28年度公共事業箇所別概要

生活環境部

	_ `	T				生活環境部
事業名	地区名	実施期間	総事業費 (千円)	事業概要	平成28年度 事業費 (千円)	平成28年度 事業内容
生活基盤施設耐震化等事			337,142		285,000	
業(水道)【新規】	鳥取市	27~28	(1,463,140)	簡易水道統合	(1,042,750)	簡易水道統合
生活基盤施設耐震化等事	u * ~	27~36	118,887	-14 Y	28,333	-1。*** # 15 T. (5)
業(水道)【新規】	岩美町	2/~36	(358,000)	水道管路耐震化	(85,000)	水道管路耐震化
生活基盤施設耐震化等事	若桜町	27~36	190,257	が 日 - ル ' 英 4 大 ム	53,500	第日小学体 へ
業(水道)【新規】	石牧叫	2/~36	(603,000)	簡易水道統合	(160,501)	簡易水道統合
生活基盤施設耐震化等事	大山町	28	15,400	簡易水道統合	15,400	簡易水道統合
業(水道)【新規】	ДШМ	20	(38,500)	间勿小坦机口	(38,500)	間勿小坦朳古
生活基盤施設耐震化等事	伯耆町	28	59,000	節目水送纮春	59,000	節目では休み
業(水道)【新規】	加多的	26	(150,000)	簡易水道統合	(150,000)	簡易水道統合
生活基盤施設耐震化等事	江府町	0700	74,667	節目少労然人	63,933	節目北 英休人
業(水道)【新規】	YT 144 m1	27~29	(248,860)	簡易水道統合	(191,800)	簡易水道統合
団体営 農業集落排水事業【新	東郷	28~31	250,400	処理施設: 改築1箇所 管路:L=5,930m	21,500	管路:L=610m
規】	(鳥取市)	26/-31	(500,800)	ま。12-3,930㎡ オップ施設:5箇所	(43,000)	測量試験費:1式
団体営	ふだ 小田	26~28	60,955	処理施設:改築1箇所	22,500	処理施設:改築1箇所 ポンプ制御盤:10箇所
農業集落排水事業	(倉吉市)	201428	(121,910)	ポンプ制御盤:33箇所	(45,000)	測量試験費:1式
団体営 農業集落排水事業【新	^{あさひみなみ} 旭南	28	9,000	処理施設:改築1箇所	9,000	処理施設:改築1箇所 警報装置:1箇所
規】	(三朝町)	20	(18,000)	警報装置:1箇所	(18,000)	測量試験費:1式
単県	糸勢	28	81,494	施設修繕:8箇所	81,494	施設修繕:8箇所
都市公園維持費【新規】	(鳥取市)	20		心改修格.0值例		他改修格:0固例
	とうごうこはわい 東郷湖羽合		21,072		21,072	
単県 都市公園維持費【新規】	りんかにうえん 臨海公園	28	21,072	施設修繕:5箇所	21,072	施設修繕:5箇所
	(湯梨浜町)					
単県 ************************************	えんちょうえん 燕趙園	28	10,000	施設修繕:2箇所	10,000	施設修繕:2箇所
都市公園維持費【新規】	(湯梨浜町)	. =		WORKING E1/1		
ЖIB	よなご 表す 来子駅前だ		4,000		4,000	
単県 都市公園維持費【新規】	んだん広場	28	·,	施設修繕:1箇所	•••	施設修繕:1箇所
	(米子市)			×		
単県 布勢総合運動公園機能向	売勢	28	29,500	工事:3箇所	29,500	施設修繕:3箇所
	(鳥取市)					
	1 4 4 4 5		1,261,774		704,232	上段 : 県予算 下段():市町村事業費
合計	14地区		(3,502,210)		(1,774,551)	・ベン・中町町事米貝

⁽注)国の認証等により変更になる場合がある。

	2款 総務費							(単位:千円)
款項目		うち生活環境	**	-			T	
			2項 企画	1目	2目	3 🗎	6項 防災	
節						3日 交通対策 費		1 目 防災総務費
1報 酬	540,986	7,921	5,629		1,237	4,392	2,292	2,292
2 給 料	2,917,486	14,996	14,996	14,996			ı	
3 職員手当等	4,480,023	7,720	7,720	7,720				
4 共 済 費	1,159,905	6,654	6,276	5,576		700	378	378
5 災害補償費	500							_
6 恩給及び退職年金	20,848							
7 黄 金	36,107							
8報後費	275,238	978	978		978			
9 旅 費	245,932	1,775	710		429	281	1,065	1,065
費用弁償	29,291	341	341		169	172		
普通旅費	164,106	1,203	138		29	109	1,065	1,065
特別旅費	52,535	231	231		231			
10 交 際 費	3,600							
11 7	567,117	4,731	1,372		76	1,296	3,359	3,359
12 役 務 費	547,332	1,598	285		140	145	1,313	1,313
13 委 託 料	5,153,053	11,528	363			363	11,165	11,165
14 使用料及び賃借料	679,370	242	242		23	219		
15 工事請負費	2,359,459	111,900					111,900	111,900
16 原材料費								
17 公有財産購入費					,			
18 備品購入費	141,271	30	30			30		
19 負担金、補助及び交付金	8,018,430	20,713	20,414		12,748	7,666	299	299
20 扶 助 費								
21 貸 付 金								
22 補債・補填及び賠債金	2,000				·			
23 償還金、利子及び割引料	170,200							
24 投資及び出資金	<u>.</u>							
25 積 立 金	3,130,311							
26 寄 附 金				_ -				
27 公 課 費	361							
28 繰 出 金								
・ 予 備 費	00.115.01							
計	30,449,529	190,786	59,015	28,292	15,631	15,092	131,771	131,771
財国庫支出金	2,151,426	131,501					131,501	131,501
源地方債	3,028,000							
内その他	4,012,222	439	428		408	. 20	11	11
訳一般財源	21,257,881	58,846	58,587	28,292	15,223	15,072	259	259

	3款 民生費				(単位:十円)
款項目		うち生活環境		A. wh	
			1項 社会福	社費	7 国
節				社会福祉総 務費	,1 消費者支援 対策費
1 報 酬	416,577	10,564	10,564	300	10,264
2 給 料	1,578,329	18,745	18,745		18,745
3 職員手当等	906,467	9,650	9,650		9,650
4 共 済 .費	628,292	8,846	8,846		8,846
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 黄 金	3,417	2,644	2,644		2,644
8 報 僕 費	76,218	4,052	4,052	284	3,768
9 旅 費	66,991	4,533	4,533	547	3,986
費用弁償	10,423	986	986	57	929
普通旅費	35,937	1,805	1,805	305	1,500
特別旅費	20,631	1,742	1,742	185	1,557
10 交 際 費					
11 喬 用 費	187,096	4,154	4,154	513	3,641
12 役 務 費	86,188	2,985	2,985	685	2,300
13 委 託 料	3,038,558	56,027	56,027		56,027
14 使用料及び貸借料	80,010	2,331	2,331	. 195	2,136
15 工事請負費	195,155			. .	
16 原材料費					
17 公有財産購入費	100	, 		, 	
18 備品購入費	26,337	20	20		20
19 負担金、補助及び交付金	35,427,873	33,474	33,474	13,141	20,333
20 扶 助 費	1,754,614				
21 貸 付 金	36,080	200	200		200
22 補償、補填及び賠償金		<u>'</u>			
23 僕還金,利子及び割引料	60,026	'			
24 投資及び出資金					
25 積 立 金	262,540	19	19		19
26 寄 附 金	1,250				
27 公 課 費	94				
28 繰 出 金	3,180	,			
予 備 費					
計	44,835,392	158,244	158,244	15,665	142,579
財国庫支出金	2,822,638	58,813	58,813		58,813
源地方债	91,000				
内その他	3,643,432	75	75		75
訳 一般 財源	38,278,322	99,356	99,356	15,665	83,691

	4款 衛生費	_					:.	(単位:千円)
款項目		うち生活環境						
			1項 公衆衛				2項 環境衛	
節				1 目 公衆衛生総 務費	3 目 予防 費	6目 衛生環境研 究所費		1 目 環境衛生総 務費
1報 酬	170,337	68,447	20,750		14,586	6,164	47,697	
2 給料	1,514,596	764,796	127,466	127,466			337,410	337,410
3 職員手当等	872,906	402,515	67,280	67,280			180,623	180,623
4 共 済 費	586,348	294,637	50,738	47,396	2,336	1,006	132,379	125,460
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 黄 金 '	13,446							
8報債費	53,517	19,078	410	:	231	179	18,668	
9 旅 費	74,933	30,029	5,212	,	832	4,380	24,817	
費用弁債	8,878	3,707	275	·	197	78	3,432	
普通旅費	36,358	16,574	4,193		380	3,813	12,381	
特別旅費	29,697	9,748	744		255	489	9,004	
10 交 際 費			·					
11 喬 用 費	251,259	106,901	45,165		2,897	42,268	61,736	
12 役 務 費	66,911	30,396	5,886		2,842	3,044	24,510	
13 委 託 料	1,044,006	. 558,969	99,827		26,160	73,667	459,142	
14 使用料及び賃借料	74,651	42,681	4,515		100	4,415	38,166	
15 工事請負費	153,155	153,155	37,266		4,143	33,123	115,889	
16 原材料費	500	500					500	
17 公有財産購入費	·	_			1			
18 備品購入費	44,646	34,936	13,887		1,076	. 12,811	21,049	
19 負担金、補助及び交付金	5,213,051	1,103,568	3,111		3,004	107	1,100,457	
20 扶 助 費	1,404,822							
21 貸 付 金	1,049,512							
22 補償、補填及び賠償金								
23 債還金、利子及び割引料	19,134							
24 投資及び出資金								
25 積 立 金	473,164	13,920					13,920	
26 寄 附 金	54,250	20,050					20,050	
27 公 課 費	43							
28 繰 出 金								
予備費								
FI	13,135,187	3,644,578	481,513	242,142	58,207	181,164	2,597,013	643,493
財国庫支出金	2,549,844	750,410					750,410	5,371
源地 方 债	57,000	35,000	35,000		, <u> </u>	35,000		
内その他	779,339	160,348	1,825	<u>'</u>	1,602	223	158,523	68,343
訳 一般 財源	9,749,004	2,698,820	444,688	242,142	56,605	145,941	1,688,080	569,779

	4款 衛生費				(単位;十円)
款項目	うち生活環境 2項 環境衛			3項 保健所	**
	2月	3目	4 目	O'A WALLEY	<u>1</u>
節	食品衛生指 導費	環境衛生連 絡調整費	環境保全費		保健所費
1報 酬	2,555	310	44,832		
2 給 料				299,920	299,920
3 職員手当等				154,612	154,612
4 共 済 費	350		6,569	111,520	111,520
5 災害補債費					,
6 恩給及び退職年金					
7.賃 金					
8 報 償 費	10,528	97	8,043		
9 旅 費	4,951	603	19,263		
費用弁償	136	38	3,258	•	
普通旅費	2,525	565	9,291		
特別旅費	2,290		6,714		
10 交 際 費					
11 喬 用 費	20,639	1,914	39,183		
12 役 務 費	3,447	771	20,292	_	
13 委 託 料	16,141	1,178	441,823		
14 使用料及び賃借料	2,878	628	34,660		
15 工事請負費			115,889		
16 原材料費			500		
17 公有財産購入費					
18 備品購入費	8,774	432	11,843		
19 負担金、補助及び交付金	19,960	24,957	1,055,540		
20 扶 助 費					
21 貸 付 金			,		
22 補償、補填及び賠償金	'				
23 僕遠金、利子及び割引料					
24 投資及び出資金					
25 積 立 金		•	13,920		
26 寄 附 金			20,050		
27 公 課 費					
28 繰 出 金					
予備費					
計	90,223	30,890	1,832,407	566,052	566,052
財国庫支出金	3,405	8,066	733,568		
源地方資					
内その他	46,286	2,807	41,087		,
訳 一般 財源	40,532	20,017	1,057,752	566,052	566,052

abla		-	**	6款 農林水	産業費							<u>(単位:千円)</u>
`	\		款項目		うち生活薬		N/4 N/4			Tall.	L com that	
				ļ	İ	1項 農	菜 費		3項 農地	費	4項 林業	費
1	節						6 目 農作物対 策費	7目 肥料植物 防疫費		2 目 土地改良 費		9目 狩猟費
ı	報		M	370,882	8,429						8,429	8,429
2	給		料	2,410,607	3,749				3,749	3,749		
3	聫	員手	当等	1,250,017	1,930				1,930	1,930		
4	共	湃	費	946,415	2,704				1,394	1,394	1,310	1,310
5	災钅	与補(黄夔									,
6	恩制	合及	び退職年金									
7	貸		金	660					<u></u>			
8	報	償	費	47,410	789				<u></u>		789	789
9	旅		費	98,439	1,194	2	32 180	112			902	902
	3	更 用	弁 償	6,074	223					_	223	223
	4	争 通	旅費	82,218	645	25	180	112			353	353
	#	寺 別	旅費	10,147	326						326	326
10	交	際	费									
11	喬	用	費	501,862	7,358	33	50	287			7,021	7,021
12	役	務	费	132,968	778	17	/8 130	48		·	600	600
13	委	託	料	1,791,343	34,837			,			34,837	34,837
14	使用	1料2	ひ賃借料	` 156,088	2,025	19	3 140	53			1,832	1,832
15	I4	請負	費	3,366,722			<u> </u>					
16	原	材料	費	3,687			<u> </u>					
17	公本	財	選及費	54,600								
		よ購え		64,902	77						. 77	77
19	負担	金, 補	助及び交付金	10,866,019	117,590				111,823	111,823	5,767	5,767
20	扶	助	费									
21	貸	付	金	564,212								<u> </u>
22	補債	,補填 	及び賠償金	201,455				<u>.</u>				
23	僕還	金, 利	子及び割引料	126,845			<u> </u>					·
24	投資	【及7	/出資金	10			<u> </u>					
25	積	立	金	695,156								
26	寄	附	金									
27	公	課	费	338								
28	繰	出	金	207,831			ļ					
	予	備	費				<u> </u>	<u>_</u> _				
		計		23,858,468	181,460	1,00	0 500	500	118,896	118,896	61,564	61,564
財	国	庫 5	支出金	6,500,109	82,711	15	9	159	77,000	77,000	5,552	5,552
源	地		5 後	1,784,000		ļ <u></u>				ļ		·
内	そ	0	D 他	2,930,338	4,197	7	7	77			4,120	4,120
訳	-	般	財源	12,644,021	94,552	76	4 500	264	41,896	41,896	51,892	51,892

abla	_			7款 商工費						(単位:千円)
	`		款項目		うち生活環境					
		\				2項 工鉱業			3項 観光費	
	餅	í					1目 工鉱業総務 費	4目 計量検定費		1 目 観光費
1	, page	報	3 4	97,226	14,501				14,501	14,501
2	Á	給	料	453,629	11,247	11,247	11,247			
3	Į	歲員手	当等	233,530	5,790	5,790	5,790			
4	ż	埃、海	費	213,219	6,173	4,182	4,182		1,991	1,991
5	3	災害補	漢費					<u> </u>	<u>.</u>	
6	ļ	恩給及	び退職年金							
7	1	ŧ	金							
8	\$	桜 債	費	688,845	1,294	54		54	1,240	1,240
9	ħ			83,098	3,013	700	:	700	2,313	2,313
_			計	18,121	544		·		544	544
Ļ			直旅費	51,373	2,410	700		700	1,710	1,710
L	_		別旅 費	13,604	59				59	59
10			費					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
11				62,329	7,034	800		800	6,234	6,234
12	-		· 費	50,860	3,573	531		531	3,042	3,042
▙	_	\$ 託		575,634	23,029	.1.1			23,029	23,029
⊢			及び賃借料	155,692 9,419	6,051 7,000	1,042		1,042	5,009	5,009
<u> </u>		事請		9,419	7,000				7,000	7,000
⊢	_		** 艮 							
⊢	_	協勝		10,302	6,702			,	6,702	6,702
⊢			前助及び交付金	 	43,998	16		16	43,982	43,982
⊢		夫 助								
⊢		1 付		575,057	. 2				,	
├			真及び賠償金	· · ·			<u>.</u>			
23	ø	透金. 和	利子及び割引料	332,492			·			
24	ŧ	设資及	び出資金	1,500						
25	·····································	立	金							
26	7	F 附	金							
27	.4	禁	費	35						
28	*	* 出	金	9,048						
	7	产備	費							
		1	計 _.	13,530,375	139,405	24,362	21,219	3,143	115,043	115,043
財	Į.	国庫	支出金	13,271	11,351				11,351	11,351
瀬	Ħ	<u> </u>	方 债		,					
内	1	£	の他	977,050	4,111	3,811	668	3,143	300	300
訳	-	- 般	財源	12,540,054	123,943	20,551	20,551		103,392	103,392

			8款 土木費						(単位:千円)
		款項目		うち生活環境					
1	`				1項 土木管	埋 費 1目	4 🛮	5項 都市計	画 費
	節					土木総務費	建築指導費		都市計画総 務費
1	報	酬	302,643	37,636	310		310	598	490
2	給	料	1,964,476	221,191	18,745	18,745		11,247	7,498
3	職員	- 当会	1,014,831	113,875	9,650	9,650		5,790	3,860
4	共	等 黉	776,785	86,124	6,970	6,970		4,182	2,788
5	災害権	i 俊費							
6	恩給及	び退職年金							
7	貸	金							
8	報修	で 費・	9,985	2,141	36		36	2,015	
9	旅	費	48,718	6,886	3 23		323	1,696	91
L	費力	用弁償	4,417	1,030	223		223	525	. 91
Ŀ	普)	通旅費	42,304	5,318	64		64	670	
L	特》	引旅 費	1,997	538	. 36		36	501	
10	交際	費			,				
11	喬 用	費	832,049	59,859	1,509		1,509	818	
12	役 務	费	170,028	12,918	75		75	1,072	
13	委託	料	7,741,043	909,332	2,071		2,071	518,655	
14	使用料	及び賃借料	249,607	21,959	1,479		1,479	4,876	
15	工事請	負費	18,902,239	1,275,356	,			117,408	
16	原材料	科費	9,636						
17	公有財	産購入費	995,798						
18	備品購	入費	301,530	27,812	32		32	27,680	-
		補助及び交付金	7,971,014	835,311	171,053		171,053	21,237	
20	扶助	- 費.							
21	貸付	金	8,092	8,092	·				·
22	補償 補	英及び賠償金	1,470,843	12,968	!				
23	償還金、 7	月子及び割引料	5,500	<u></u>					
		び出資金							
25	積立	. 金	29,706	29,706					
26	寄附	金		<u>-</u>					
├—	公 課		8,759						
28	繰出	-	1,880	1,880				1,880	
<u> </u>		费						-	
		#	42,815,162	3,663,046	212,253	35,365	176,888	719,154	14,727
1 1		支出金	12,282,272	645,825	3,599		3,599	7,778	189
源		方 債	14,649,000	655,000				31,000	
内	そ	の. 他	1,646,618	782,906	3,066		3,066	21,954	581
訳	一般	財源	14,237,272	1,579,315	205,588	35,365	170,223	658,422	13,957

abla				8款 土木費					(単位:千円)
		嘉	吹項目	うち生活環境					
	`			5項 都市計		6項 住宅費			生活環境部
;	節			3 目 公園費	4目 下水道費		1 目 住宅管理費	2目 住宅建設費	合計
1	報			108		36,728	27,760	8,968	147,498
2	給		料	3,749		191,199	191,199		1,034,724
3	職員	手当	等	1,930		98,435	98,435		541,480
4	共	斉	費	1,394		74,972	73,572	1,400	405,138
5	災害	補償	费						0
6	恩給	及び	退職年金						0
7	貸	:	金						2,644
8	報	漢 :	費	2,015		90		90	28,332
9	旅		費	935	670	4,867	4,684	183	47,430
	費	用:	弁債	434		282	150	132	6,831
	普	通 :	旅費		670	4,584	4,534	50	27,955
L	特	別	旅費	501		1		1	12,644
10	交	祭 :	黉						0
11	帶力	Ħ !	費		818	57,532	57,482	50	190,037
12	役	伤!	类		1,072	11,771	11,741	30	52,248
13	委(托	料 	518,454	201	388,606	301,786	86,820	1,593,722
14	使用	科及	び賃借料	4,347	529	15,604	15,584	20	75,289
15	工事	情負:	*	117,408		1,157,948	135,198	1,022,750	1,547,411
16	原材	料	Č						500
17	公有	材産 !	費人費					:	0
18	備品	購入!	費	27,680		100		. 100	69,577
19	負担金	補助	及び交付金	6,510	14,727	643,021	85,519	557,502	2,154,654
20	扶	功 !	費						0
21	貸1	付 :	金			8,092		8,092	8,292
22	補償、有	植埃及	び賠償金			12,968		12,968	12,968
23	債還金	利子	及び割引料						0
24	投資	及び	出資金						0
25	積 :	<u>Ω</u> :	金 ······		. <u>.</u>	29,706		29,706	43,645
26	寄	附:	金				,		20,050
27	公	课	费						0
28	繰 :	出:	金		1,880				1,880
_	予	備 :	費						0
		計		684,530	19,897	2,731,639	1,002,960	1,728,679	7,977,519
財	国庫	支	出金	4,500	3,089	634,448		626,605	1,680,611
源	地	方	僙	31,000		624,000		624,000	690,000
内	そ	の	他	21,373		757,886	717,441	40,445	952,076
訳	<u> </u>	般	財源	627,657	16,808	715,305	277,676	437,629	4,654,832

節 の 明 細

-1-1 2-1	項目	金額(千円)
款総		
2項	企画費	
	1目 企画総務費	
-	給 料・一般職員	4/
	2目 計画調査費	
	報・景観審議会委員	15)
1 1	★観形成巡視員	14)
1 1	•屋外広告物審議会委員	10)
1 1	負担金、補助・全国景観会議負担金	
11		4
1 1	及び交付金・鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	12,70
	3目 交通対策費	
1 1	報 酬 交通事故相談員	2)
	•交通安全対策会議委員	<u> 7</u> 人
	負担金、補助 ・鳥取県交通対策協議会補助金	5,80
	及び交付金・認知症等高齢運転者対策ネットワーク構築系	事業補助金 366
	・認知症等高齢運転者対策モデル事業補助な	金 1,50
6項	防災費	
- !	1目 防災総務費	
	報・放射能分析員	1)
	負担金、補助・原子力施設等放射能調査機関連絡協議会	
	及び交付金・災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業	·
		補助金 259
款 民		
	社会福祉費	
1	1目 社会福祉総務費	
	報 ・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
1	負担金、補助・地域安全フォーラム開催補助金	54:
	及 び 交 付 金 ・ 性暴力被害者支援連携事業補助金	7,67
	・安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業費	費補助金 4,92
1 7	7目 消費者支援対策費	
	給 料•一般職員	5.4
	報 酬•非常勤職員	1 1
	・不当取引専門指導員	1)
1	• 鳥取県消費者教育推進地域協議会委員	
	•苦情処理部会委員	111
		4.5
	・消費生活審議会委員	13
	・特殊詐欺撲滅リーダー	1人
	•消費者教育支援員	1人
	負担金、補助・中部消費生活センター施設管理費負担金	14
	及び交付金・米子コンベンションセンター施設管理費負担	1,19
	•消費者団体等活動支援補助金	- 1,300
	• 市町村消費者行政推進交付金	17,698
	貸 付 金 訴訟費用貸付金	20
1	積 立 金・消費者行政活性化基金積立金	1
		
	公衆衛生費	
		
1 1	L目 公衆衛生総務費	
_	給 料・一般職員	34)
3	3目予防費	
	報 酬 • 狂犬病予防技術員兼動物愛護技術員	6)
	・動物適正飼養推進員	1)
1 1	• 狂犬病評価人	2)
	•鳥取県動物愛護推進協議会委員	8)

	項 . 目	金額(千円)
	•全国動物管理関係事業所協議会会費	2
及び交付金	・動物愛護センター施設費補助金	37
	•鳥取県動物福祉推進事業補助金	55
	·鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金	2,05
6目 衛生環境研		
報 郵	・非常勤職員	3)
<u> </u>	·衛生環境研究所外部評価委員	8)
l l'	·全国衛生化学技術協議会負担金	1
及び交付金	: 地方衛生研究所全国協議会負担金	3.
	•全国環境研協議会負担金	4
	·衛生微生物技術協議会会費	
項 環境衛生費	7/r =th	
1目 環境衛生総給 米		00.1
2目 食品衛生指	√・一般職員	90)
	等質 ・非常勤職員	
報 翻		1/
	・食の安全推進会議委員	12)
	・ふぐ処理師試験委員	7)
	・一般社団法人鳥取県食品衛生協会補助金	1,91
及び交付金	·鳥取県HACCP適合施設認定取得支援補助金	18,00
0日 理除体验	1・全国食肉衛生検査所協議会負担金	4
3目 環境衛生連	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7.1
報	・クリーニング師試験委員	7)
7 LD A 4+DI	- 鳥取県生活衛生営業審議会委員	10)
	・全国生活衛生関係課課長会年会費負担金	1010
及び交付金	・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	16,13
	・生活衛生営業振興事業補助金	1,06
	•公衆浴場確保対策費市町村補助金	3,75
4日 西塔伯入弗	•理美容学校魅力向上支援事業補助金	4,00
4月 環境保全費	四座常業人委員	20.1
報酬	・環境審議会委員	30/
1 '	- 鳥取県公害審査委員	5/
	・環境影響評価審査会委員	13/
	・省エネ・再エネ設備検討会委員	5)
	・地下水研究プロジェクト委員	6)
	• 放射能調査専門家会議委員	4)
	・湖山池環境モニタリング委員会委員	10)
	・産業廃棄物適正処理推進指導員	3)
.	使用済物品放置防止対策指導員	2)
	・廃棄物審議会委員	7)
	・鳥取砂丘レンジャー	2)
	·鳥取砂丘景観保全推進員	2)
1.	·外来種検討委員会委員	10)
[.]	·大山歴史自然館次期指定管理者審査委員	$ 4 \rangle$
	·自然保護監視員	5 /
	·非常勤職員	6)
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・こどもエコクラブ活動支援補助金	2,12
及び交付金	·鳥取県環境推進企業協議会会費	1
	・グリーン購入ネットワーク会費	1
	·電源立地地域対策交付金	72,07
	・再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金	18,50
	・再生可能エネルギー発電事業支援補助金	82,19
	・非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金	15,00
	· 非住宅用蓄電池導入促進補助金	1,25

						項目	金額(千円)等
Г					-	・海洋エネルギー資源開発促進日本海連合負担金	100
		i	ł			・木質バイオマス熱利用推進補助金	34,000
ł	İ	1				・バイオマス燃料化促進補助金	900
ı			1			・家庭用薪ストーブ等導入補助金	3,960
						・家庭用コージェネレーションシステム導入促進補助金	5,400
1						•家庭用蓄電池等導入促進補助金	2,000
						·家庭用太陽熱利用機器導入促進補助金	2,120
ł	İ	•	ŀ			•住宅用太陽光発電等導入推進補助金	96,000
•		i				・次世代エネルギーパーク施設見学受入促進補助金	3,000
		ŀ				•環境保全活動支援事業補助金	1,000
1		l				・地域エネルギー社会推進事業補助金	18,900
			1			・電気自動車充電インフラ整備補助金	3,100
	1		ļ			・(仮称)水素エネルギーコンソーシアム負担金	56,000
1						•合併処理浄化槽設置費補助金	12,110
			l			・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50
		i				・旧太宝鉱山鉱害防止事業費補助金	610
1						・鳥取県持続可能な地下水利用協議会負担金	, 60
						・ラムサールシンポジウム実行委員会負担金	2,000
						・中海SUPフェスティバル実行委員会負担金	5,800
					•	・中海バイク&ラン実行委員会負担金	1,000
1						・米子湾における水質浄化実証実験支援補助金	5,000
		i				・海藻刈りによる栄養塩循環システム構築支援補助金	4,000
						・みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	
							1,775
						·生活基盤施設耐震化等交付金	505,166
l						·鳥取県4R推進交付金	22,361
						·Let's4R実践活動推進補助金	1,000
	١.					·不法投棄廃棄物処理事業補助金	6,000
						·全国環境衛生·廃棄物関係課長会負担金	7
ŀ						・独立行政法人環境再生保全機構が設置するPCB廃棄物処理基金への補助金	0,001
İ						・低濃度PCB污染機器等処理推進補助金	4,500
						・鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	50,714
						· 鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	2,500
						・鳥取県国立公園清掃活動費補助金	2,870
						・とっとり自然の豊かさと山の魅力発信事業補助金	7,000
			積	立		・鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立金	13,920
			寄	附	金	• 鳥取大学大学院工学研究科寄附講座開設寄附金	20,050
	l 'r	保			. ab		
				健所		40.17차 열	
C+-			給	Ark 310		・一般職員	人08
10部				業費	•		
	Ι .	、農			白神		
				地叹	良費		- 1
			給金	л ^		•一般職員	1人
		l 1		-		・農業集落排水事業費補助金	53,000
			及 う	い交	付金	・農林漁業集落排水事業推進基金造成事業費補助金	34,823
	<u> </u>	لِباِ	- بالد			・低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金	24,000
	l r	<u></u> 林					_
				猟費		、ツナノロゲーンウ味細木早	0.1
			報		凹州	・ツキノワグマ追跡調査員	3人
						・特定鳥獣保護管理検討会委員	17人
						・非常勤職員	1人
					f.ds 1	・鳥取県自然環境保全コンクール審査会委員	6人
		l 1	-			・ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金	965
			及:	び交	付金	・銃猟者育成支援補助金	2,075
l						•若手猟師参入促進補助金	2,727

	·			項 目	金額(千円)等
7款	_	打工			
	2項		E鉱業費		
		1 [工鉱業総務	費	
			給 料	•一般職員	3人
		4 [計量検定費		
			負担金、補助	・都道府県計量行政協議会会費	16
		ĺ	及び交付金	·	
ŀ	31	<u> </u>	現光費		
l	-	_	観光費		
				・非常勤職員	1人
	ĺ	ĺ	TX EN	· 非常勤専門員	
				1	2人
				・立体映像上映看視員	2人
		i		·外国人観光客誘致事業推進員	2人
ŀ				・県政ジオバイザリースタッフ	1人
				・山陰海岸ジオパーク映像資料制作審査会委員	2人
i			-	・山陰海岸ジオウオーク補助金	1,500
			及び交付金	• 鳥取砂丘検定実行委員会負担金	250
				・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金	2,417
				•岩美町立渚交流館拡充整備支援補助金	29,815
				· 鳥取砂丘新発見伝事業負担金	10,000
3款		土才	費	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
Į.	1項	į	土木管理費	<u> </u>	
	Ī	1目	土木総務費	•	
	ı			•一般職員	5人
		4目		A	+ <u> </u>
- 1	- 1	. A PH		・建築審査会委員	5人
	İ		+lx ==\(1	・建築士審査会委員	5人
			白妇女 绿斑	·全国建築審査会協議会負担金	48
		:		・上国建衆省直云 励禄云 貝尼並 ・日本建築行政会議負担金	
	ŀ		及び交刊金	・・ ・・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金	450
ł					45
	İ			• 伝統建築技能者団体支援事業補助金	3,500
				・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金	104,618
				•耐震化支援環境整備事業補助金	1,000
				・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	6,021
				・バリアフリー環境整備促進事業補助金	500
1	-			・福祉のまちづくり推進事業補助金	26,598
			,	・空き家対策支援事業補助金	4,000
-	- 1			・鳥取県老朽危険空き家等除却支援事業補助金	6,000
	ł			•都道府県宅地建物取引業法主管者協議会負担金	24
				・アスベスト撤去支援事業補助金	18,249
	— 5項	割		Land to the second seco	10,210
			都市計画総数	条 費	
	1	- 11		・一般職員	2人
}				·開発審査会委員	7人
- 1	ŀ	2 FI	公園費		1.7
	ŀ	υĦ			- I
				・一般職員	1人
				・鳥取流緑化スタイルガーデン・デザインコンテスト審査員	4人
- 1				•一般社団法人日本公園緑地協会会費	100
			及び交付金	・中国「道の駅」連絡会会費	40
	I	Ì		・全国「道の駅」連絡会会費	20
			•		
				・花と緑のフェア実行委員会負担金	1,350
				・花と緑のフェア実行委員会負担金・地域緑化活動育成支援補助金	1,350 4,000

					項目	金額(千円)
	4 [₹	下水道	重費		
	ĺ	負	担金、	補助	·公共下水道推進基金造成事業補助金	14,72
	İ	及	び交付	付 金	,	
	1	繰	出	- 金	·鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰出金	1,88
6피	Ę	住	宅 費	-		
	1	1	住宅管	理費		
	1	給		料	•一般職員	51,
		報		酬	・県営住宅家賃納付指導員	6,
	ĺ	İ			・県営住宅管理人	234
	l			-	・非常勤職員	1,
[1	負:	担金、	補助	・鳥取県とっとりの美しい街なみづくり事業補助金	1,40
ĺ	l	及	び交付	寸 金	·住宅市街地整備推進協議会負担金	2
		ŀ			・下水道・集落排水受益者負担金	85
					•国有資産等所在市町村交付金	80,36
		1			·鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金	77
					·簡易水道整備負担金	2,10
	2目		住宅建	設費		
		報		腡	・非常勤職員	4,
					・鳥取県住生活基本計画見直し検討会委員	12,
		負	担金、 社	補助	・とっとり住まいる支援事業補助金	431,85
		及	び交作	す金	•企業間連携活動支援事業補助金	6,00
		•			・地域優良賃貸住宅供給促進事業補助金	1,44
					・日本住宅協会負担金	1
					・ケーブルテレビ加入負担金	3,02
.				1	・公共住宅事業者等連絡協議会負担金	35
				ļ	・水道負担金	3,93
				Ì	・鳥取県居住支援協議会活動支援事業補助金	8,58
					・「とっとり匠の技」活用リモデル助成事業補助金	1,20
					·木造住宅生産者団体活動支援事業補助金	3,00
					・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金	70,15
				—	·住宅新築資金等貸付助成補助金	27,94
		貸	付	-	·個人住宅建設資金貸付金	3,10
					・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付金	4,98
		積	立	金	· 鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	29,70

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

当初

					全体計画	動								
款	項	事業名				左の財源	京内訳		世界大学	前年度末 までの支	当該年度支	当該年度末	翌年度以降	継続費の総
#A	坝	· 李未位	年度	年割額		特定財源		一般財源	支出額	出 (見 込) 額	出予定額	当該年度末 までの支出 予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の総 額に対する 進捗率
					国庫支出金	地方債	その他					i 		
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
			28	115, 726	115, 726						115, 726	115, 726		23. 0
2総務費	6防災費	原子力環境センター 機能強化事業費	29	387, 871	387, 871								387, 871	77. 0
			計 	503, 597	503, 597						115, 726	115, 726	387, 871	100. 0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

当該牛及徒山に床る力		前年度	末までの	支出(目		当該年度以降の)支出予定額		左 の 財	源内	訳
事項	限度額						<u> </u>	特	定財	源	一般財源
	于四	期		金	額	期 間	金額	国庫支出金	地方债	その他	
平成28年度 EV·FCV公用車導入事業費	13,193	,			TH	平成29年度から 平成33年度まで	13,193		于	千円	13,193
平成28年度 再生可能エネルギー活用可能性 調査事業補助	補助金総額18,500千円 を限度として、平成28年 度に交付決定した額か ら平成28年度に交付し た額を差し引いた額				-	平成29年度	限度額に同じ				限度額に同じ
平成28年度 再生可能エネルギー発電事業補 助	補助金総額82,190千円 を限度として、平成28年 度に交付決定した額か ら平成28年度に交付し た額を差し引いた額					平成29年度から 平成30年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ
平成28年度 地域エネルギー利活用計画策定 事業補助	補助金総額6,000千円を 限度として、平成28年度 に交付決定した額から 平成28年度に交付した 額を差し引いた額					平成29年度	限度額に同じ				限度額に同じ
平成28年度 地域エネルギー社会構築事業補 助	補助金総額12,000千円 を限度として、平成28年 度に交付決定した額か ら平成28年度に交付し た額を差し引いた額					平成29年度	限度額に同じ				限度額に同じ
平成28年度 産業廃棄物実態調査業務委託	6,264					平成29年度から 平成32年度まで	6,264	1			6,264
平成28年度 米子駅前だんだん広場植栽管理 業務委託	744		_			平成29年度から 平成30年度まで	744	1			744

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

								·			
* **	마다 수도	前年度	末までの	支出(見	込)額	」 当該年度以降 <i>の</i>)支出予定額		左の財		沢
事項	限度額		,					[特	定_財	源	ŔΠ. B.Δ.: @c
		期	間	金	額	期間	金額	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
	于円				千円		于円	千円	千円	千円	千円
平成28年度 全国都市緑化よこはまフェア出展 業務委託	1,000					平成29年度	1,000				1,000
平成28年度 津波避難施設整備促進基金造成 補助	6,000					平成29年度から 平成38年度まで	6,000				6,000
平成28年度 県営住宅エレベータ点検業務委 託	1,820					平成29年度	1,820			1,820	
平成28年度 公営住宅整備事業費	185,237					平成29年度	185,237	80,655	98,000		6,582
平成28年度 とっとり住まいる支援事業補助	補助金総額302,050千円 を限度として、平成28年 度に交付決定した額か ら平成28年度に交付し た額を差し引いた額					平成29年度	限度額に同じ			-	限度額に同じ

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

·			前年度末	までの支	と出(見え	잔)額	当該年	度以降の	支出予定	2額			財源	京内 訳	
事項	限	度 額							~ш,,	Cux	特	定財	源		45.51.55
			期	間	金	額	期	間	金	額	国庫支出金	地方	債	その他	一般財源
平成26年度 鳥取大学大学院工学研究科寄附 講座開設事業費		千 円 84,700		年度		千 円 4,950	₩ ₩ 00Æ	度から 度まで	:	千円 79,750			千円	干円	÷1 79,75
平成27年度 EVカーシェアリング事業費		14,208					平成28年 平成32年	度から 度まで		14,208					14,20
平成27年度 EV·PHV公用車導入事業費		25,207					平成28年 平成32年			25,207			-		25,20
平成27年度 再生可能エネルギー発電事業補 助	限度として、 交付決定した	116,600千円を 平成27年度に た額から平成 付した額を差					平成28年 平成29年		限度額	に同じ					限度額に同じ
平成20年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助		98,400	平成21年 平成27年			76,524	平成28年 平成29年	度から 度まで		21,876					21,876
平成20年度 公共下水道推進基金造成補助		58,274	平成21年 平成27年	度から 度まで		45,311	平成28年 平成29年		•	12,963					12,963
平成21年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助		23,365	平成22年 平成27年	度から 度まで	-	15,576	平成28年 平成30年	度から 度まで		7,789					7,78
平成21年度 公共下水道推進基金造成補助		40,554	平成22年 平成27年			27,036	平成28年 平成30年	度から 度まで	-	13,518					13,51

				前年度	末までのす	5出(自:	入)歿		F度以降の	古出圣5	マ 安百	7	生 の	財源	京内 訳	
事項	限	度	額	אנים נים	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	CH (962	△ / DR	=	F/X///	-хш г л	C BR	特	定財	源		60.04.22
				期_	間	金	額	. 期	間	金	額	国庫支出金	地方		その他	一般財源
平成22年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助		-	千円 15,366		年度から 年度まで		千円 8,535	平成28 ⁴ 平成31 ⁴			千 河 6,831	千円		千円	千円	千円 6,831
平成22年度 公共下水道推進基金造成補助		•	22,527		年度から 年度まで		12,515	平成28 ⁴ 平成31 ⁴	年度から年度まで	·	10,012					10,012
平成23年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助			592	平成24 平成27	年度から 年度まで		260	平成284 平成324	年度から 年度まで		332					332
平成23年度 公共下水道推進基金造成補助			20,781		年度から 年度まで		9,236	平成284 平成324	年度から 年度まで		11,545					11,545
平成24年度 公共下水道推進基金造成補助			11,160		年度から 年度まで		3,720	平成284 平成334	年度から 年度まで	-	7,440					7,440
平成25年度 公共下水道推進基金造成補助			9,369	平成26 平成27	年度から 年度まで		2,082	平成28 ² 平成34 ²	年度から 年度まで		7,287					7,287
平成27年度 大気測定局日常管理業務委託			9,304					平成28 ⁴ 平成29 ⁴			9,304			_		9,304
平成27年度 衛生環境研究所庁舎機械警備業 務委託			3,306					平成284 平成304			3,306	'342				2,964

道牛皮議次済に係 [・]	ادرو					-					<u> </u>					<u> </u>
# **		1753	*	÷×	前年度	末までの	支出(見)	込)額	当該年	∓度以降の	支出予定	包額			源内訳	
事項		限	度	額			-						特	定財	源	一 一般財源
				, .	期	間	金	額	期期	間	金	額	国庫支出金	地方債	その他	一阪知源
77 - 4 o 17 fr 14	i			干円				干円				千円	千円	-1	· M -	千円 千円
平成27年度 廃棄物不法投棄対策広域 ステム賃借料	は監視シ			1,296					平成28: 平成29:			1,296				1,296
平成25年度 鳥取県立氷ノ山自然ふれる 管理委託	あい館			245,315		年度から年度まで		98,126	平成28 平成30	年度から 年度まで	_	147,189	-			147,189
平成25年度 鳥取県立東郷湖羽合臨海 理委託	公園管		-	598,630	平成26 平成27	年度から 年度まで		239,452	平成28 ² 平成30 ²	年度から 年度まで		359,178				359,178
平成25年度 燕趙園管理委託				368,235		年度から 年度まで		147,294	平成28 ² 平成30 ²			220,941	_			220,941
平成25年度 鳥取県立布勢総合運動公 委託	〉園管理			1,369,030		年度から 年度まで		547,612	平成28 ² 平成30 ²	年度から 年度まで		821,418				821,418
平成27年度 米子駅前だんだん広場清 委託	掃業務			1,822					平成28 ² 平成29 ²	年度から 年度まで		1,822				1,822
平成24年度 山陰海岸ジオパーク映像3 影機器賃借料	資料投			11,037	平成25 平成27	年度から 年度まで		6,823	平成28 ⁴ 平成29 ⁴	年度から 年度まで		4,214		-		4,214
平成25年度 山陰海岸ジオパーク映像 影機器賃貸借料	資料投			239	平成26 平成27	年度から 年度まで		130	平成284 平成294	年度から 年度まで		109				109

		前年度末までの支	出(見込)額	<u></u> 当該年度以降の)支出予定額			原内訳	
事項	限度額			<u> </u>		特	定 財源		一般財源
	- 77	期間	金額	期間	金額	国庫支出金	地方债	その他	<u>L</u>
平成26年度 山陰海岸学習館消防設備保守点 検業務委託	千円 141	平成27年度	千円	平成28年度から 平成29年度まで	∓PI 97		千円	于円 -	手户 97
平成26年度 山陰海岸学習館機械警備業務委 託	465	平成27年度	43	平成28年度から 平成31年度まで	422				422
平成27年度 山陰海岸学習館清掃業務委託	4,293			平成28年度から 平成30年度まで	4,293				4,293
平成26年度 災害時給油所地下タンク製品備 蓄促進事業補助	1,036	平成27年度	259	平成28年度から 平成30年度まで	777	_			777
平成16年度 まちなかふれあい住宅(借り上げ 公営住宅)賃借料	140,008	平成17年度から 平成27年度まで	59,363	平成28年度から 平成36年度まで	80,645				80,645
平成26年度 公営住宅管理委託	742,760	平成27年度	185,690	平成28年度から 平成30年度まで	557,070				557,070
平成27年度 県営住宅水道料金等使用料徴収 業務委託	6,695			平成28年度から 平成30年度まで	6,695			6,695	
平成27年度 県営住宅エレベータ点検業務委 託	48,132			平成28年度から 平成29年度まで	48,132			48,132	

^{※「}山陰海岸学習館」は、平成28年度に「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」に名称変更を行う。

<u>超千及磁风州(= 赤 </u>		前任使士		月に入り変更		工 転 存		/ 中山 まっ	⇒按百	7	この 財 派	京内訳	
事 項	限度額	即十次不	ж (WXШ(元22769		= 100 +1	-及以畔0.	·хш гх	C TR	特	定財源		一般財源
	•	期	間	金額		期	間	金	額	国庫支出金	地方債	その他	一般知源
	千円			Ť	F門				千円	千円	干円	₹Ħ	于円
平成27年度 県営住宅管理システム改修等業 務委託	12,740						∓度から ∓度まで		12,740	-			12,740
平成27年度 被災者向け民間賃貸住宅(借上 げ応急仮設住宅)賃借料	2,590						手度から 手度まで 		2,590		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2,590

議案第6号.

平成28年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入								
款	項	目	本年度	前年度	比較	節 区分	金額	説明
1 分担金及び負担 金			千円 675,996	千円	千円 △15,128		千円	
	1負 担 金		675,996	691,124	△15,128			
		,天神川流域下水 道事業費負担金	675,996	691,124	△15,128	担金	62,250	
						天神川流域下水 2 道管理事業費負 担金	613,746	
₂ 使用料及び手数 料			2,802	1,827	975	· · · · ·		
	1使用料		2,802	1,827	975			
		1 行政財産使用料	2,802	1,827	975	1 行政財産使用料	2,802	
3国庫支出金			163,500	143,350	20,150			
	1国庫補助金	天神川流域下水	163,500	143,350	20,150	工神川溶材下水		
		1 道事業費国庫補助金	163,500	143,350	20,150	天神川流域下水 1 道事業費国庫補 助金	163,500	
4 緑 入 金		•	1,880	10,414	△8,534			
	1 一般会計繰入金		1,880	10,414	△8,534	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		1 一般会計から繰 入	1,880	10,414	△8,534	1 一般会計から繰 入	1,880	
5 繰 越 金			125,082	129,744	△4,662			·
	1繰 越 金		125,082	129,744	∆4,662			
		1 繰越金	125,082	129,744	△4,662	1 前年度繰越金	125,082	
6諸 収 入			119	136	Δ17		_	
	1雑 入		119	136	Δ17			
		1 雑入	119	136	△17	1 雑入	119	
7 県 債			64,000	59,000	5,000	<u> </u>		
	1県 債		64,000	59,000	5,000			<u> </u>
		7 天神川流域下水 道事業債	64,000	59,000	5,000	7 天神川流域下水 道事業債	64,000	建設事業費充当
歳	入 合	計	1,033,379	1,035,595	△2,216			

平成28年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1款 流域下水道事業費

1項 流域下水道建設事業費

水・大気環境課(内線:7402)

(単位・千円)

1目 建設事業費

	^ _	<u> </u>	エルサイ	. 54								<u>. • / </u>
	事	業	名	本年度	前年度	比	較	財	源	内	訳	備考
		ॠ	111		加平反		*!又	国庫支出金	起債	その他	繰入金	加步
i				【 債務負担行為	·	債務負	担行為	債務負担行為	債務負担行為	債務負担行為	債務負担行為	
,	流域于	₹水:	道事業	[L 194, 000]		L 194,	ال000 .	[128, 500]	32, 000	32, 750	[[750]	'
ı	費						-		<21, 504>	(負担金)		県負担額
l				288, 530	273, 439	15,	091	163, 500	64, 000	60, 750	280	21, 784
ı	トーク	タル	コスト	299, 447千	円 (前年	度 28	4, 310	千円)[正耶	跋員: 1.4人]		
Į	主な	業務	内容	補助金交付	寸申請、工	事等発	注	•••			.,	
I	工程表の	政策目	標 (指標)	安全で快道	さに暮らせ かんりょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	る大気	・水	・土壌環境	づくりと持	続可能な地	下水利用を	と推進す
١				る。								ŀ

事業内容の説明

天神川流域下水道の処理場施設の改築及び幹線管渠の工事等に要する経費である。

(単位:千円)

		事業名	事業費		財源	内訳	
		·····································	学来質 [国費	起債	負担金	繰入金
i	工事	付帯設備工事(脱臭設備改築)	116,400	77,600	19,400	19,400	0.
	.L. 1)*	電気設備工事(脱臭設備改築)	9,600	6,400	1,600	1,600	0
処理場		付带設備工事(脱臭設備改築) 工事監理業務委託	4,000	2,000	1,000	1,000	0
火中压物	委託	脱水設備改築詳細設計業務委託	8,500	4,250	2,000	2,125	125
		水処理施設改築詳細設計業務委託 (ゲート・付帯設備)	4,500	2,250	1,000	1,125	125
1		処理場合計	143,000	92,500	25,000	25,250	250
	工事	幹線管渠更生工事	130,000	65,000	32,500	32,500	0
管渠	委託	幹線管渠調査及び詳細設計業務委託	12,000	6,000	3,000	3,000	0
		管渠合計	142,000	71,000	35,500	35,500	0
		合計	285,000	163,500	60,500	60,750	250
内	= ::	工 事	256,000	149,000	53,500	53,500	0
	叔	委 託	29,000	14,500	7,000	7,250	250
		事務費	3,530	0	3,500	0	30
		全体合計	288,530	163,500	64,000	60,750	280

単県流域下水道事 業費	3, 100	5, 100	△2, 000			(負担金) 1,500	1, 600	
トータルコスト	6,999千円	(前年度 8	,983千円)	[正職員:0	. 5人 <u>]</u>			
主な業務内容	工事等発注					,		
工程表の政策目標(指標)							_	

事業内容の説明

天神川流域下水道の幹線管渠の維持補修等に要する経費である。

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。 備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

平成28年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1款 流域下水道事業費

2項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課(内線:7402)

(単位:千円)

1月 管理運営費

<u> </u>							<u> </u>	1 1 1/
事業名	本年度	前年度	比較	財	源	内	訳	備考
	4 年 茂	刑 平 及	ル 戦	国庫支出金	起債	その他	繰入金	1佣与
						(使用料)		
管理運営費	59, 986	49, 047	10, 939			2, 802		
						(繰越金)		
	' ·					57, 065		
						(雑入)		
						119		
トータルコスト	60, 230千円	前年度	49, 232千円)	[正職員:	1.8人]			
主な業務内容	工事等発法	E、関係先協	協議調整				_	
丁程表の政策日類(指導)	_							

事業内容の説明

修繕工事、財政計画策定業務委託、備品購入等、管理運営に要する経費及び一般職員2名分の人件 費である。

1款 流域下水道事業費

2項 流域下水道管理事業費

2目 業務費

水・大気環境課(内線:7400)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財	源	内	訳	備考
学 米 位	4 平 及	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	L #X	国庫支出金	起債	その他	繰入金	佣传
						(負担金)		
業務費	558, 753	579, 434	△20, 681			490, 736		
						(繰越金)		
						68, 017.		
トータルコスト	560, 313千F	9 (前年度	580, 987千F	9) [正職員	: 0. 2	人]		·
主な業務内容	委託契約、	流域下水道排	旨定管理者と	上の調整	- 1			
工程表の政策目標(指標)	_							

事業内容の説明

終末処理場の施設・設備の保守管理、修繕、水質検査、諸設備の運転管理等について、指定管理者 である公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社に委託する。

(1) 指定期間

平成26年4月1日~平成31年3月31日(5年間)

(2)委託料の額

総額 2,902,592千円

年度別内訳

578,367千円 平成26年度 579,434千円 平成27年度 平成28年度 558,753千円 平成29年度 581,699千円 604,339千円 平成30年度

平成28年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

水・大気環境課(内線:7400)

1 目 元金						-	(単位	: 千円)
事 業 名	本年度	前年度	比較	財	源	内	訳	備考
事業名	本 十 茂	刑 平 及	ル 戦	国庫支出金	起債	その他	繰入金	加亏
				,		(負担金)		
元金	91, 554	93, 289	△1, 735			91, 554	'	
,					- 1			
トータルコスト	91,554千円	(前年度 93	, 289千円)	[正職員:	0.0人]		
	漫場みませ							

主な業務内容 |償還金支払

工程表の政策目標(指標) ┡ ---

事業内容の説明

天神川流域下水道建設事業の起債の元金償還に要する経費である。

2款 公債費

1項 公債費

水・大気環境課(内線:7400)

(単位:千円) 2目 利子 · 源 内 訳 事業名 本年度 前年度 比 較 備考 国庫支出金 その他 繰入金 起僨 (負担金) 31, 456 利子 31.456 35, 286 $\triangle 3.830$ (前年度 35, 286千円) [正職員:0.0人] トータルコスト 31.456千円 償還金支払 主な業務内容

工程表の政策目標(指標)

事業内容の説明

天神川流域下水道建設事業の起債の利子償還に要する経費である。

平成28年度 当初予算歳入歲出事項別明細書(天神川流域下水道事業特別会計)

(単位:千円)

款項目	天神川流域	下水道事業特	別会計合計				(単位:千円)
	1	1款 流域下	水道事業費				
			1項 流域下水	道建設事業費	2項 流域了	水道管理事	美費
				1目		1目	2目
節	ļ			建設事業費	N-14-	管理運営費	業務費
1 報 酬							
2 拾 料	7,498	7,498			7,498	7,498	
3 職員手当等	3,860	3,860			3,860	3,860	
4 共 済 費	2,788	2,788			2,788	2,788	
8 報 償 費							
9 旅 費	1,020	1,020	480	480	540	540	
費用 弁 償 普 通 旅 費	1,020	1,020	480	480	540	540	
特別旅費							<u>.</u> .
10 交 際 費							
11 需 用 費	1,320	1,320	720	720	600	600	
12 役 務 費	1,830	1,830	1,010	1,010	820	820	
13 委 託 料	613,928	613,928	29,000	29,000	584,928	26,175	558,753
14 使用料 及び 賃借料	2,160	2,160	1,420	1,420	740	740	<u> </u>
15 工 事 請 負 費	266,000	266,000	259,000	259,000	7,000	7,000	
16 原 材 料 費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費	1,520	1,520			1,520	1,520	
19~負担金、補助及び交付金	445	445			445	445	
20 扶 助 費							
21 貸 付 金							
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料	123,010						
24 投資及び出資金							
25 積 立 金			,				
26 寄 付 金							· · ·
27 公 課 費	8,000	8,000			8,000	8,000	,
28 繰 出 金							
予 備 費							
І	1,033,379	910,369	291,630	291,630	618,739	59,986	558,753
財国庫支出金	163,500	163,500	163,500	163,500			
源地方債	64,000	64,000	64,000	64,000			
内その他	803,999	680,989	62,250	62,250	618,739	59,986	558,753
訳操入金	1,880	1,880	1,880	1,880			

(単位:千円)

1 報 酬	款項目	天神川流域下	水道事業		(华区:十门/
1日 2日 元 金 利 子		2款 公債費			
第 元 金 利 子 1 報 顧 2 給 料 3 職員手当等 4 共 済 費 8 報 債 費 9 旅 費 10 交 際 費 11 需 用 費 12 役 務 費 13 委 託 料 14 使用料及び賃借料 15 工 事 請 負 費 17 公有財産購入費 18 備 品 購 入 費 19 負担金 補助及び交付金 20 扶 助 費 21 貸 付 金 22 補償、補填及び賠償金 23 償還金、利子及び割引料 24 投資及び出資金 25 積 立 金 26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費 財 国 庫 支 出 金			1項 公債費		
1 報 酬 2 給 料 3 職員手当等 4 共 済 費 8 報 債 費 9 旅 費					
2 給 料 3 職員手当等 4 共 済 費 8 報 僕 費 9 旅 費	節			元 金	利子
3 職員手当等 4 共済費 8 報 僕費 9 旅費 費用弁債 普通旅費 特別旅費 10 交際費 11需用費 12役務費 13季託料 14使用料及び賃借料 15工事請負費 16原材料費 17公有財産購入費 19負担金・補助及び交付金 20扶助費 21貸付金 22補償、補填及び賠償金 23債選金和子及び割引料 123,010 91,554 31,45 24投資及び出資金 25積立金 26寄付金 27公課費 28繰出金 予備費 123,010 91,554 31,45 財 国庫支出金 123,010 123,010 91,554 31,45	1 報 酬			l.	
4 共 済 費	2 給 料				
8 報 僕 費 9 旅 費 費 用 弁 僕 普 通 旅 費 特 別 旅 費 10 交 際 費 11 需 用 費 12 役 務 費 13 委 託 料 14 使用料及び賃借料 15 工 事 請 負 費 16 原 材 料 費 17 公有財産購入費 18 備 品 購 入 費 19 負担金 補助及び交付金 20 扶 助 費 21 貸 付 金 22 補償、補填及び賠償金 23 償還金 利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 表 音 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費 計 123,010 123,010 91,554 31,45	3 職員手当等				
9 旅 費 用 弁 債 普 通 旅 費 特 別 旅 費 10 交 際 費 11 需 用 費 12 役 務 費 13 委 託 料 14 使用料及び賃信料 15 工 事 請 負 費 16 原 材 料 費 17 公有財産購入費 18 備 品 購 入 費 19 負担金 補助及び交付金 20 扶 助 費 21 貸 付 金 22 補債、補填及び賠債金 23 償還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 24 投資及び出資金 25 積 立 金 26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費 123,010 123,010 91,554 31,45 財 国 庫 支 出 金	4 共 済 費			•	
要用弁債 普通旅費 特別旅費 10 交際費 11 需用費 12 役務費 11 需用費 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び賃借料 15 工事請負費 16 原材料費 17 公有財産購入費 18 備品購入費 19 負担金・補助及び交付金 20 扶助費 21 貸付金 22 補償、補填及び賠償金 23 償還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 投資及び出資金 25 積立金 6 寄付金 27 公課費 28 繰出金 予備費 123,010 123,010 91,554 31,45 財 国庫支出金	8 報 償 費				
普通旅費 特別旅費 10 交際費 11 需用費 12 役務費 11 需用費 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び賃借料 15 工事請負費 16 原材料費 17 公有財産購入費 18 備品購入費 18 備品購入費 19 負担金、補助及び交付金 20 扶助費 21 貸付金 22 補償、補填及び賠償金 23 償還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 投资及び出资金 25 積立金 26 寄付金 27 公課費 28 繰出金 予備費 123,010 123,010 91,554 31,45 財 国庫支出金	9 旅 費			·	
特別 旅 養 10 交 際 養 11 需 用 養 12 役 務 養 13 委 託 料 14 使用料及び實借料 15 工 事請 負 養 16 原 材 料 養 17 公有財産購入費 18 備 品 購 入 養 19 負担金. 補助及び交付金 20 扶 助 養 21 貸 付 金 22 補償、補填及び賠償金 23 償還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 24 投資及び 出資金 25 積 立 金 26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費					
11 需 用 費 12 役 務 費 13 委 託 料 14 使用料及び賃借料 15 工 事請負費 16 原 材 料 費 17 公有財産購入費 18 備品 購入 費 19 負担金、補助及び交付金 20 扶 助 費 21 貸 付 金 22 補償、補填及び賠償金 23 債還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 24 投資及び出資金 25 積 立 金 26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費 計 123,010 123,010 91,554 31,45					
12 役 務 費 13 委 託 料 14 使用料及び賃借料 15 工 事請負費 16 原 材 料 費 17 公有財産購入費 18 備 品 購 入 費 19 負担金、補助及び交付金 20 扶 助 費 21 貸 付 金 22 補償、補填及び賠償金 23 償還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 24 投資及び出資金 25 積 立 金 26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費 、計 123,010 123,010 91,554 31,45	10 交 際 費				
13 委 託 料 14 使用料及び賃借料 15 工 事 請 負 費 16 原 材 料 費 17 公有財産購入費 18 備 品 購 入 費 19 負担金、補助及び交付金 20 扶 助 費 21 貸 付 金 22 補償、補填及び賠償金 23 償還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 24 投資及び出資金 25 積 立 金 26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費 、計 123,010 123,010 91,554 31,45 財 国 庫 支 出 金	11 需 用 費				
14 使用料及び賃借料 15 工事請負費 16 原 材料費 17 公有財産購入費 18 備品購入費 19 負担金、補助及び交付金 20 扶助費 21 貸付金 22 補償、補填及び賠償金 23 償還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 24 投資及び出資金 25 積立金 26 寄付金 27 公課費 28 繰出金 予備費 、計 123,010 123,010 91,554 31,45 財国庫支出金	12 役 務 費				
15 工事請負費 16 原材料費 17 公有財産購入費 18 備品購入費 19 負担金、補助及び交付金 20 扶助費 21 貸付金 22 補償、補填及び賠償金 23 償還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 24 投資及び出資金 25 積立金 26 寄付金 27 公課費 28 繰出金 予備費 123,010 123,010 91,554 31,45 財国庫支出金	13 委 託 料				
16 原 材 料 費 17 公有財産購入費 18 備 品 購 入 費 19 負担金、補助及び交付金 20 扶 助 費 21 貸 付 金 22 補償、補填及び賠償金 23 償還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 24 投資及び 出資金 25 積 立 金 26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費 計 123,010 123,010 91,554 31,45 財 国庫支出金	14 使用料 及び 賃借料				
17 公有財産購入費	15 工 事 請 負 費				
18 備 品 購 入 費 19 負担金、補助及び交付金 20 扶 助 費 21 貸 付 金 22 補償、補填及び賠償金 23 償還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 24 投資及び出資金 25 積 立 金 26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費 、計 123,010 123,010 91,554 31,45 財 国 庫 支 出 金	16 原 材 料 費				
19 負担金、補助及び交付金 20 扶 助 費 21 貸 付 金 22 補償、補填及び賠償金 23 償還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 24 投資及び出資金 25 積 立 金 26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費 、計 123,010 123,010 91,554 31,45 財 国庫支出金	17 公有財産購入費				
20 扶 助 費 21 貸 付 金 22 補償、補填及び賠償金 23 償還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 24 投資及び出資金 25 積 立 金 26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 31,45 工 方 備 費 123,010 91,554 31,45 財 国庫支出金 123,010 91,554 31,45	18 備品購入費				
21 貸 付 金 22 補償、補填及び賠償金 23 償還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 24 投資及び出資金 25 積 立 金 26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費 123,010 91,554 31,45 財 国庫支出金 財 国庫支出金 123,010 91,554 31,45	19 負担金、補助及び交付金				
22 補償、補填及び賠償金 23 償還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 24 投資及び出資金 25 積 立 金 26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費 、計 123,010 123,010 91,554 31,45 財 国庫支出金	20 扶 助 費				
23 僕還金、利子及び割引料 123,010 123,010 91,554 31,45 24 投資及び出資金 25 積 立 金 26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費 、計 123,010 123,010 91,554 31,45 財 国 庫 支 出 金	21 貸 付 金				
24 投資及び出資金 25 積 立 金 26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費	22 補償、補填及び賠償金				
25 積 立 金 26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費	23 償還金、利子及び割引料	123,010	123,010	91,554	31,456
26 寄 付 金 27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費	24 投資及び出資金				
27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費	25 積 立 金				
27 公 課 費 28 繰 出 金 予 備 費	26 寄 付 金				
予 備 費 123,010 123,010 91,554 31,45 財 国 庫 支 出 金	27 公 課 費			,	
予備費 計 123,010 123,010 91,554 財 国庫支出金	28 繰 出 金				
財国庫支出金					
	清	123,010	123,010	91,554	31,456
源地方債	財国庫支出金				
	源 地 方 債				
内 そ の 他 123,010 123,010 91,554 31,45	内その他	123,010	123,010	91,554	31,456
訳繰入金					

節 の 明 細

	項	<u> </u>	金額(千円)等
1款 流域下水道	事業費		
2項 流域下7	k道管理事業費	*.	
1目 管理	運営費		
給	料・一般職員		2人
負担金	え、補助・日本下水道協会会費		445
及び	交付金		
2款 公債費			
1項 公債費			
1目 元金			
償還金	念、利子·地方債元金償還金		91,554
及び領	割引料		
2目 利子	Type Telephone		
償還金	之、利子·地方債利子償還金		31,456
及び領	割引料 二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二		

当該年度提出に係る分

ヨ談平及徒山に派るカ													
		前年度末までの支出(見込)額				当転有	F度以際の	安出圣9	き変質	Z	生の財源	原内訳	_
事項	事項限度額		川牛及木よこの文田(先四/根			当該年度以降の支出予定額			特	49 7 A			
		期	間	金	額	期	間	金	額	国庫支出金	地方債	その他	繰入金
	千円				千円				千円	千円	千円	千円	千円
平成28年度 脱臭設備改築工事	194,000					平成2	9年度		194,000	128,500	32,000	32,750	750 [°]

			前午的	F 士 士 で の 3	- 支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額				左の財源内訳					
事 項	限	度 額	<i>בו</i> דר נימ		X Ш (Ж.С. / 165	·	- M	T-15C 15A P4-0.	/хш у	C HS	特	定財源	, -	经了人		
			期	闁	金額		期	間	金	額	国庫支出金	地方債	その他	繰入金		
平成25年度 天神川流域下水道管理委託		千円 2,902,592	平成26	年度から 年度まで	1,157,			年度から 年度まで		千円 1,744,791		千円	千円 1,744,791	- 千円		
平成27年度 天神川流量計遠方監視システム 運用管理保守業務委託		3,300						年度から 年度まで		3,300		,	3,300			

給与費明細書

(1)総	括												
	₩ ☆				給 4	費			共済	5弗		. .	Hite str.
区分	AUC 5	₹ 300	給	料	職員	手当	<u> </u>	†	大 步	視		· 請 ∱	備考
		(人)		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)	
本年度		2		7,498	·	3,714		11,212		2,788	- 	14,000	
前年度		2 7,398				3,622		11,020		2,688		13,708	
比較	0					92		192		. 100		292	
	区分	扶養手当	地域手当	時 間 外勤務手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	管理職手当	初任給調整	特殊勤務 手 当	住居手当	宿日直手当	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	·
	本年度	232	o	132	1,730	1,064	240	148	0	0	144	0	
	前年度	242	0	130	1,688	1,002	242	154	0	0	140	0	
 職員手当の	比較	Δ 10	0	2	42	62	΄ Δ2	Δ 6	0	0	4	0	
内訳	区分	管理職員特 別勤務手当	休日勤務 手 当	夜間勤務 手 当	定時制通信 教育手当	へき地手当	特地勤務 手 当	義務教育等 教員特別手当	単身赴任 手 当	退職手当		,	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	<u>-</u>		
	本年度	2	0	0	0	0	0	0	22	0			
	前年度	2	0	0	0	0	0	0	22	0			
-	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

※職員数欄()書は、予算定数外で外数

(2) 終料及が融資チャの描述類の明細

(2)稻	料及び		- = 0	唱減額	100	<u>明础</u>	- 7			
X	分	増	減	額 (千円)		增減事由別内訳	(千円)	説 明	(千円)	備考
給	料			100	1	制度改正に伴う増減分	93	(1) 給与改定に伴う増分		給与改定の状況(平成28年1月以降適用) 給料月額を1.26%引上げ
					2	昇給に伴う増加分	88	(1) 本年度昇給発令に係る所要額	. 88	平均昇給率 1.10%
					3	その他の増減分	△ 81	(1) 新陳代謝等に係る減分	Δ 81	
職員	手当			92	1	制度改正に伴う増減分	68	(1) 期末手当 (2) 勤勉手当	21 47	給与改定の状況(平成27年12月以降適用) 期末手当を0.03月分引上げ 勤勉手当を0.07月分引上げ
							*	(2) 到地子曰	47	到心子当とし、ひ/万万万江()
					2	その他の増減分	24	(1) 新陳代謝等に係る増分	24	
									- i	
	į						į		i	
	i					-			•	

ア 職員1人当たりの給与

	. K	分	行 政 職
	•	平均給料月額(円)	329,850
平成 2 8	年 1 月 1 日 現 在	平均給与月額(円)	372,075
,;·	•	平均年龄(歳)	47.50
		平均給料月額(円)	354,700
平成27	年1月1日現在	平均給与月額(円)	424, 199
平成27		平均年 齡(歲)	48.00

イ初任給

	K			∌		. 行	 戦
		٠			. }	· .	(円)
	高	· 校		\$	÷	*	147, 400
	大	· 学		卒		٠	181, 300
	d) flat	皮	高	校	卒	•	144: 600
ച	の制	· K	大	·学	本		176,700

ウ 級別職員数

	行 ·	政	職 -
区 分	級	職員数(人)	椭成比(%)
	1 級		
	2 級	1	50.0
,	3 級		
	4 級		
	5 級	1	50.0
平成28年1月1日現在	6; 級		
	7 . 級		
	8 級		
	9 級		
•	af af	2	100.0

	Ī			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
· 医·	分 "	f i	政	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
* -		級	職 員 数 (人)	構成比(%)	
		1 級			
		2 級			
•		3 級	i	50.0	
•		4 級			
	P 78 44	5 級	1	50.0	
平成 2 7 年 1 月 1	日 現 (t:	6 級			
		7 級			
		8 級			
		9 毅			•
		āt	2	100.0	
•					

(級別の標準的な職務内容)

	Z		分		1	級	2	級	3 -	級	4	級	5	級	6	級	7		級	.8	級	9	級
			-	مد	str T7 1-4 H	を師の職	** ## . n #	口識又は経	係長の職	76		地方自治法	F17 #8 J. W	7b J 4	1,11,15	1m let wit wit							 -
				務		C Dirt A N #36	1	とする業	所以の概	171	1	22年法律第			4170	課長の職務			を行うの職務	本庁の次	長の職務	本庁の部	長の職務
							l	主事又は			1	第158条第	職務	•								ļ.	
			٠				技師の職	克 打 力		•	1	規定に基づ される知事		÷						ŀ			
	行	政	联		, .					•	1	下位の内部											
												びに当該内 の下に設け		•									
-								٠.			1	局(局に相									•		•
				-							1	ものを含 、び森(森				•	,			ŀ			
											1	するものを						,					
						•	İ				1	をいう。) 桁佐の職務											
									·			•			r								
										· <u>.</u>		•									•		

_	ı	
ζ	3	7
c	۸	٥
	ı	

工好	輪	· .			· 		·
•	<u>k</u>	_		分	f i	政	職
i	職	· 員	数	(A) (A)			2
	. 昇 糸	合に係る	.職	員 数 (B) (人)			2
本		•	ì	2 号給(人)	,		1
				3 号給 (人)			
华	号者	计数别内	訳	4号給(人)			1
				6 号給 (人)	.		
度				8号給(人)			
	比	· 率	(B) /	(A) (%)		100	. o
	職	員	数	(A) (人)			2
	昇 #	合に 係る	職	員 数 (B) (人)			1
前、				2 号給 (人)	,	-	
_		١.		3号給(人)		. ,	
年	号彩	数别内	訳	4 号給 (人)			1
-				6 号給(人)			•
度				8 号給 (人)			
	比	率	· (B) /	(A) (%)		. 50	. ö

オ 期末手当・勤勉手当

K	·	支 給 期	別 支 給 率	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の		
10.	<i>,,</i>	6 月 (月分)	12 月 (月分)	文 称 单 都 (月分)	級等による加算措置	網表	
*	年 度	1.955	2.145	4. 1	有		
. 荷	—	1.905	2. 195	4. 1	有		
国,	の 制 度	2.025	. 2 . 1 7 5	4. 2	有		

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

K		分 20年勤統の老 (月分)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 5 年 勤 続 の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備遊
文	給 準	等 25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級 毎に応じ決定される。
. 🕮		度 25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 措置(1~45%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

	区	Я		国の制	度と	の 異 筒	差 異 の 内 容
扶	龚	手 ·	当	異	な	ప	配偶者の手当額10,500円
地	城	· 手	当———	. 異	な	స	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住		手	当	同		r	
通.	勤		当	%	な	3	自動車等使用者の手当額(通勤距離に応じ、2,200円~46,400円を支給) 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当(月3,000円を上限) 特別急行列車に係る手当額(特別料金等の1/2を支給。最高限度額を設けない。)及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における 現在高の見込みに関する調書

区	分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額		中増減見込み 当該年度中元金償還見込額	当該年度末現在高見込額
		千円	千円	千円		千円
天神川流域下	水道事業債	1,563,874	1,535,585	64,000	91,554	1,508,031
合	計	1,563,874	1,535,585	64,000	91,554	1,508,031

条例 鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例の設定について 名 等 条例の新設理由 1 山陰海岸ジオパークにおける自然体験、教育普及活動、観光等の推進を図り、山陰海岸 ジオパークの中核施設としての役割を担うため、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館を 岩美町に設置することに伴い、その設置及び管理について必要な事項を定める。 提 出 2 条例案の概要 (1)目的(第1条関係) この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、 理 鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及びその管理に関する事項につい て定めることを目的とする。 (2) 設置 (第2条関係) 由 山陰海岸ジオパークの豊かな自然に親しみ、その魅力を学び、体験できる場を提供するとともに、観光誘客を通じて自然を大切にする心をはぐくむため、山陰海岸ジオパー 及 ク海と大地の自然館(以下「自然館」という。)を岩美郡岩美町に設置する。 び (3) 開館時間等(第3条関係) ①自然館の開館時間は、午前9時から午後5時まで(7月1日から8月31日までの間に おける土曜日にあっては、午前9時から午後6時まで)とする。 概 ②知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の開館時間を変更することがで 要 ③知事は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しな ければならない。 休館日 (第4条関係) ①自然館の休館日は、次に掲げる日(7月1日から8月31日までの日を除く)とする。 | 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休 | (以下「休日」という。)である場合は、その翌日(その日が休日である場合を 日(以下除く。)) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。) 12月29日から翌年の1月3日までの日 ②知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、 又は休館日に開館することができる ③知事は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめ その旨を掲示しなければならない。 行為の制限等 (第5条関係) ①自然館においては、次の行為をしてはならない。
 ア 自然館の施設又は資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 イ 許可を受けないで、資料を模写し、又は撮影すること。
 ウ 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。 許可を受けないで物品を販売すること。 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。 工 才 カ 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為 ②知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然館への入館 を拒み、又は学習館からの退去を命ずることができる。

措置命令(第6条関係)

知事は、自然館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然館を利用す る者に対し、必要な措置を命ずることができる。

規則への委任(第7条関係) この条例に定めるもののほか、自然館の管理に関する事項は、規則で定める。

(8) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立山陰海 岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 山陰海岸ジオパークに親しみ、その魅力を学び、体験する機会を提供し、自然を大切にする心を育むと ともに、観光の振興に寄与するため、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館(以下「自然館」という。)を岩 美郡岩美町に設置する。

(開館時間)

- 第3条 自然館の開館時間は、午前9時から午後5時まで(7月1日から8月31日までの土曜日にあっては、午前9時から午後6時まで)とする。
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の開館時間を変更することができる。
- 3 知事は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。 (休館日)
- 第4条 自然館の休館日は、次に掲げる日(7月20日から8月31日までの日を除く。)とする。
 - (1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合は、その翌日(その日が休日である場合を除く。))
 - (2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。)
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。
- 3 知事は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(行為の制限等)

- 第5条 自然館においては、次の行為をしてはならない。
 - (1) 自然館の施設又は資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (2) 許可を受けないで、自然館資料を模写し、又は撮影すること。
 - (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
 - (4) 許可を受けないで物品を販売すること。
 - (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為
- 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然館への入館を拒み、又は自然館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第6条 知事は、自然館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、自然館の管理に関する事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

環境立県推進課(内線:7895)

条例名等	鳥取県基金条例の一部改正について
提	1 提出理由 環境省の「地域環境保全対策費等補助金(地域グリーンニューディール基金)を活用して 造成された「とっとり発グリーンニューディール基金」について、国の補助事業が終了した ことに伴い廃止する。
出理	2 概要 鳥取県基金条例のうち「とっとり発グリーンニューディール基金」を廃止する。
性	3 施行期日 施行期日は、公布の日とする。
及	
び	
概	,
要	

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

	改 正 後						改正前					
別	表第1(〔第 2 条、第	3条、第	5条、第7	'条関係)	 牙	J表第1()	第2条、第	系3条、第	5条、第7	'条関係)	
ſ				運用益金						運用益金		
	名称	設置目的	積立て	の整理又	処分事由		名称	設置目的	積立て	の整理又	処分事由	
				は処理						は処理		
Ţ	略						略		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·		
							25 とっ	地球温	一般会計	一般会計	当該基	
							とり発	暖化対策	歳入歳出	歳入歳出	金の設置	
1							グリー	及び環境	予算に定	予算に計	目的を遺	
				1			ンニュ	保全型の	める額	上して当	成するた	
							ーディ	地域づく		該基金に	めに必要	
							ール基	りを推進		積立て	な経費の	
		,					金	し、その			財源に充	
								取組によ			てると	
								り雇用創			き。	
								出及び中				
								長期的に				
					-			持続可能				
								な地域経				
								済社会の				
			•					構築を図			'	
L								ること。				
_	略						略					

附則

この条例は、公布の日から施行する。

緑豊かな自然課(内線:7200)

条例名等	鳥取県附属機関条例等の一部改正について (鳥取県附属機関条例の一部改正)
- 提	1 提出理由 鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会は、氷ノ山一帯の観光振興、地域振興についての施策の方向性を提言することを目的に設置され、一定の方向性を取りまとめた。このため地元若桜町から発展改組としての新たな組織案が示されたため、本協議会を廃止する。
	知事の附属機関のうち鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会を廃止する。
理	3 施行期日
曲	施行期日は、公布の日とする。
及	
び	·
概	
要	
	-
	·
1	,

鳥取県附属機関条例等の一部を改正する条例

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

-	改正後	+		改 正 前
表第1(第2条関係	系)	5	別表第1(第2条関係	系)
名称	調査審議する事項		名称	調査審議する事項
略			略	
鳥取県自然環境保	鳥取県自然環境保全コンクー		鳥取県自然環境保	鳥取県自然環境保全コンクー
全コンクール審査	ル知事表彰の被表彰者の選考		全コンクール審査	ル知事表彰の被表彰者の選考
슾	に関する事項		会 ·	に関する事項
			鳥取県氷ノ山グリ	氷ノ山一帯の観光振興及び地
			ーンエコリゾート	域活性化に関する事項
			推進協議会	
 略			略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

住まいまちづくり課(内線:7398)

采例名

築

出

理

由

及

び

鳥取県附属機関条例等の一部改正について (鳥取県附属機関条例の一部改正)

1 提出理由

鳥取県の区域内における住民の住生活の安定の確保、向上の促進に関する基本的な計画として、鳥取県住生活基本計画の策定(H 2 8 改訂)を行うにあたり、鳥取県住生活基本計画 検討委員会を設置する。

2 概要

[新設]

名称	調査審議する事項
鳥取県住生活基本計画 検討委員会	現行の鳥取県住生活基本計画の見直しに係る内容の検討

(1)委員構成(計12名)

- ・学識経験者(地域・社会/建築/社会政策):各1名
- ・環境・まちづくり/住宅・建築/不動産/木造住宅/子育て/障がい者/高齢者/ 経済・民間/行政(市町村): 各1名

(2) 検討内容

人口減少、少子高齢化等、前回検討時からの社会経済情勢の変化、それに伴う国の住宅施策の方向性及び多様化する居住ニーズを踏まえた、鳥取県の住生活のあり方、必要な施策等について検討を行う。

3 施行期日

施行期日は、平成28年4月1日とする。

鳥取県附属機関条例等の一部を改正する条例

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改	正後	_ _	改正前				
」表第1(第2条関係)		,	別表第1(第2条関係)			
略			略	II.			
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例(平成 19年鳥取県条例第14号)第		鳥取県景	観審議会	鳥取県景観形成条例(平成 19年鳥取県条例第14号)第		
	26条第1項に規定する事項				26条第1項に規定する事項		
鳥取県住生活基本計	住生活基本法(平成18年法						
画検討委員会	律第61号)第17条第1項の						
	規定により定める計画に関						
	する事項						
略			略				

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

例 鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について 名 等 1 提出理由 消費者安全法の一部が改正され、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理 に関する事項は条例で定めるとされたことに伴い、所要の改正を行う。 提 2 概要 (1)条例の名称を「鳥取県消費生活センター条例」に改める。 出 (2) 知事は、消費生活相談に関する事務を、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定 理 受託者」という。)に委託する。 (3) 消費生活センターに、次の職員を置く。 ア 所長その他の所要の職員 由 イ 消費生活相談員その他の指定受託者の職員 (4) 知事は、消費生活相談員の確保及び資質の向上を図るために必要があると認めるときは、 及 は、指定受託者に対し、消費生活相談員の適切な処遇、研修の実施その他の措置を講ずる 75 ことを求めるものとする。 (5) 所長は、事務の実施により得られた情報の漏えい、減失又は毀損の防止その他の当該情 報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (6) その他所要の規定の整備を行う。 (7) 施行期日は、平成28年4月1日とする。 (8) 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例(昭和46年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の#	欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する
改正後	改正前
鳥取県消費生活センター条例	鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関 する条例
(趣旨)	(目的)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67
<u>50号。以下「法」という。)第10条の2第1項</u> の規	
定に基づき、鳥取県消費生活センターの組織及び運	
<u>営並びに情報の安全管理</u> に関する事項について定め	について定める <u>ことを目的</u> とする。
る <u>もの</u> とする。 	
(設置)	(設置)
第2条 法第10条第1項の規定に基づき、鳥取県消費	
<u>生活センター</u> (以下「 <u>センター</u> 」という。)を米子	<u>鳥取県立消費生活センター</u> (以下「 <u>消費生活センタ</u>
市に置く。	<u>ー</u> 」という。)を米子市に置く。
2 センターに、消費生活相談を行う消費生活相談室	
を次のとおり置く。	
名称 位置	
東部消費生活相談室 鳥取市	
中部消費生活相談室 倉吉市	
西部消費生活相談室 米子市	<u>.</u>
,	
(事務)	_(業務)_
第3条 センターにおいては、次に掲げる事務を行	第3条 消費生活センターは、次の各号に掲げる業務
<u>Ž</u> .	<u>を行なう</u> 。
(1) 法第8条第1項各号に掲げる事務その他の消	(1) 消費生活に関する知識の普及及び情報の提供
<u>費者安全の確保</u> に関すること。	に関すること。
(2) 消費者教育の推進に関すること。	(2) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関す
-	ること。
(3) 生活関連物資の需給又は価格の安定に関する	(3) <u>商品の試験及び検査</u> に関すること。
こと。	
(4) 前3号に掲げるもののほか、消費者の利益の	(4) 前3号に掲げるもののほか、消費生活の安定
推護及び増進を図るために必要な事務	及び向上を図るために必要な業務
. (消費生活相談事務の委託)	,
第4条 知恵は「おンターの恵教のろた治療化活和数	` ·

第4条 知事は、センターの事務のうち消費生活相談 及びこれに付帯する事務を、知事が指定する法人そ の他の団体(以下「指定受託者」という。) に委託 するもの<u>とする。</u>

2 指定受託者が前項に規定する事務を行う期間は、 知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月 1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合 は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定に よる期間の更新を妨げない。

(職員)

- 第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。
 - (1) 所長その他の所要の職員
 - (2) 消費生活相談員その他の指定受託者の職員

(消費生活相談員の確保等)

第6条 知事は、消費生活相談員の確保及び資質の向 上を図るために必要があると認めるときは、指定受 託者に対し、消費生活相談員の適切な処遇、研修の 実施その他の措置を講ずることを求めるものとす る。

(情報の安全管理)

第7条 所長は、センターの事務の実施により得られ た情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該 情報の適切な管理のために必要な措置を講じなけれ ばならない。

(規則への委任)

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、センターの運/第4条 この条例に定めるもののほか、消費生活セン 営に関する事項は、規則で定める。

ターの管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正後の鳥取県消費生活センター条例第4条第1項に規定する事務を委託されてい る者は、平成29年3月31日までの間、同項の規定により当該事務を委託されたものとみなす。

住まいまちづくり課(内線:7391)

条例名等	鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について
提出理由及び概要	1 提出理由 建築基準法の一部改正により、建築審査会の委員の任期は条例で定めることとされたこと に伴い、所要の改正を行う。 2 概要 (1) 鳥取県建築審査会の委員の任期は、2年とする。 (2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第10条 略	(組織) 第10条 略
(任期) 第10条の2 委員の任期は、2年とする。ただし、補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の 委員が任命されるまでその職務を行う。	

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例名等	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	1 提出理由高山団地を岩美町へ無償譲渡することに伴い、当該団地を廃止する。
提	2 概要 (1)次の県営住宅を廃止する。
出	
理	名 称 位 置 高山団地 岩美郡岩美町大字高山
由由	(2)施行期日は、平成28年4月1日とする。
及	
び	
概	
要	
-	
	, .

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改	正 後			正前	<u> </u>
 別表第1(第2条の2関係	Ķ)	別	表第1(第2条の2	関係)	
名称	位置	7	名称		位置
咯			略		
宝木団地			宝木団地	鳥取市気	高町下光元
	·		高山団地	岩美郡岩	美町大字高山
略			略		
別表第2(第26条関係) 名称 倉田団地 高草団地 西団地 海南団地 美穂第2団地 円通地 美穂第2団地 円通地 美穂第2団地 宇倍野団地 宇倍野第2団地 団地 ほきもと団地 気地 、 略	5.1 団 西寺団 F第.1 西郷	9	表第2(第26条関係) 名称 倉田団地 高草団地 団地 湖南団地 美 地 美穂第2団地 地 国安南団地 宇信団地 宇信団地 宇信野第2団地 団地 ほきもと団地 地	西品治 徳第1団 円通寺団 音野第1 地 西郷	管理を行わせる者 鳥取市 岩美町

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

住まいまちづくり課(内線:7398)

条例名等

提

出

理

由

及

び

概

要

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 提出理由

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成27年法律第53号)の施行及び「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」(平成21年国土交通省告示第209号)の改正に伴い、建築物の性能の認定等に係る事務について、新たに手数料を定める。

2 概要

(1)建築物のエネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能の認定等について新たに手数料を徴収する。

区分				額
			適合証のない場合	適合証のある場合
計画及	住宅の	性能基準で	31,000円(200㎡未満(1戸)の	4,000円(200㎡未満(1戸)
び消費	用に供	評価	場合)~257,000円(5,000㎡以	の場合) ~74,000円 (5,000㎡
性能の	する建		上の場合)	以上の場合)
認定	築物	仕様基準で	16,000円(200㎡未満(1戸)の	4,000円(200㎡未満(1戸)
		評価	場合)~143,000円(5,000㎡以	の場合)~74,000円(5,000㎡
			上の場合)	以上の場合)
			208,000円(300㎡未満の場合)	9,000円(300m未満の場合)
	外の用	方法、主要	~799,000円(25,000㎡以上の場	~184,000円(25,000㎡以上の
	に供す	室入力法で	合)	場合)
	る建築			
	物	モデル建物	80,000円(300m未満の場合	9,000円(300㎡未満の場合
		法で評価)~398,000円(25,000㎡以上の)~184,000円(25,000㎡以上
			場合)	の場合)
計画の	計画の 変更する部分 変更の		計画の認定に係る手数料の半額	
変更の				
認定 増加し、又は減少す 計画の認定に係る手数料と同額				
	る部分			

※適合証・・・法律により規定される省エネ性能の基準に適合する建築物の所有者が、 登録建築物調査機関等に評価を依頼し、交付を受けることができるもの。

(2) 既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請について新たに手数料を徴収する。

区分	金	額
	適合証のない場合	適合証のある場合
一戸建て住宅	1件につき72,000円	1件につき17,000円
一戸建て住宅以外の住宅	床面積に応じ1件につき	床面積に応じ1件につき
·	147, 000~4, 631, 000円	34,000~1,078,000円

- ※適合証・・・法律により規定される省エネ性能の基準に適合する建築物の所有者が、 登録住宅性能評価機関に評価を依頼し、交付を受けることができるもの。
- (3)その他所要の規定の整備を行う。
- (4)施行期日は、平成28年4月1日とする。

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後

改正前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その 他の行為により当該事務をすることを求める者か ら、当該各号の事務に応じて別に定める期限まで に、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)~(315) 略

(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法 律 (平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅 法」という。)第6条第1項の規定に基づく長期 優良住宅建築等計画の認定 次に掲げる区分に応 じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定によ り建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関 係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申 出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施 行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)別表第3の 1の項に定める金額を加算した額)

ア 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画

イ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築 等計画

<u>11 M1 124</u>		
区分	金	額
	基準適合証	基準適合証
	の添付があ	の添付がな
	る場合	い場合
1 一戸建ての住宅に係	1件につき	1件につき
る長期優良住宅建築等	17,000円	72,000円
計画		٠
2 一戸建ての住宅以外		
の住宅に係る長期優良		
住宅建築等計画		
(1) 床面積の合計が	1件につき	1件につき
500平方メートル以下	34,000円	147,000円
の住宅に係るもの		
(2) 床面積の合計が	1件につき	1件につき
500平方メートルを超	55,000円	235,000円
え、1,000平方メート		
ル以下の住宅に係る		
もの		

(手数料の徴収)

他の行為により当該事務をすることを求める者か ら、当該各号の事務に応じて別に定める期限まで に、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)~(315) 略

(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法 律 (平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅 法」という。)第6条第1項の規定に基づく長期 優良住宅建築等計画の認定 次の表の左欄に掲げ る区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (同条第2項の規定により建築基準法第6条第1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどう かの審査を受けるよう申出があった場合は、その 額に鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県 条例第43号) 別表第3の1の項に定める金額を加 算した額)

(3) 床面積の合計が	1件につき	1件につき
1,000平方メートルを	94,000円	464,000円
超え、3,000平方メー		
トル以下の住宅に係		
るもの		
(4) 床面積の合計が	1件につき	1件につき
3,000平方メートルを	182,000円	832,000円
超え、5,000平方メー	ļ	
トル以下の住宅に係		
るもの		
(5) 床面積の合計が	1 件につき	1件につき
5,000平方メートルを	341,000円	1, 430, 000
超え、10,000平方		円
メートル以下の住宅		
に係るもの		
(6) 床面積の合計が	1件につき	1件につき
10,000平方メートル	634,000円	2, 646, 000
を超え、20,000平方		円
メートル以下の住宅		
に係るもの		
(7) 床面積の合計が	1 件につき	1件につき
20,000平方メートル	904, 000円	3, 781, 000
を超え、30,000平方	•	円
メートル以下の住宅		
に係るもの		
(8) 床面積の合計が	1件につき	1件につき
30,000平方メートル	1, 078, 000	4, 631, 000
を超える住宅に係る	円	円
もの		

(315の3) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に 基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次 に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

マ m2

- イ 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画に 係るもの(アに掲げるものを除く。) 変更後 の長期優良住宅建築等計画に応じ、前号アの表 に定める額(長期優良住宅法第8条第2項にお いて準用する長期優良住宅法第6条第2項の規 定により建築基準法第6条第1項に規定する建 築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受 けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県 建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める 金額を加算した額)
- ウ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築 等計画に係るもの(アに掲げるものを除く。)

(315の3) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に 基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次 に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 略

イ その他のもの 変更後の長期優良住宅建築等計画に応じ、前号の表に定める額(長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

変更後の長期優良住宅建築等計画に応じ、前 号イの表に定める額(長期優良住宅法第8条第 2項において準用する長期優良住宅法第6条第 2項の規定により建築基準法第6条第1項に規 定する建築基準関係規定に適合するかどうかの 審査を受けるよう申出があった場合は、その額 に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項 に定める金額を加算した額)

(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」 という。)第54条第1項の規定に基づく低炭素建 築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、 それぞれに定める額(同条第2項の規定により建 築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規 定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出が あった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条 例別表第3の1の項に定める金額を加算した額) ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有 する建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した 額

(ア) 住宅の用に供する部分(共同住宅の共用部分(住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。)を除く。) 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IM IC XC 99 & RX	
区分	金額	
	低炭素化促進法第54条第1項	適合証の
	各号に掲げる基準に適合する	添付があ
	ことを証する書類として知事	る場合
	が定めるもの <u>(以下この号に</u>	
	おいて「適合証」という。)	
	の添付がない場合	
		-
	•	
	· ·	
略		

(イ)・(ウ) 略

イ 住宅の用に供する建築物(非住宅部分のある もの及び共用部分のないものを除く。)全体に 係る低炭素建築物新築等計画 アの(ア)及び (イ)に定める額を合計した額 (315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」 という。)第54条第1項の規定に基づく低炭素建 築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、 それぞれに定める額(同条第2項の規定により建 築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規 定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出が あった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条 例別表第3の1の項に定める金額を加算した額) ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有 する建築物全体に係る<u>もの</u> 次の(ア)から(ウ) までに定める額を合計した額

(ア) 住宅の用に供する部分(共同住宅の共用部分(住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。)を除く。) 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

. 1-4	III (-)C-3 3 K	
区分	金額	
	適合証(低炭素化促進法第54	適合証の
	条第1項各号に掲げる基準に	添付があ
	適合することを証する書類で	る場合
	あって、エネルギーの使用の	
	合理化等に関する法律(昭和	
	<u>54年法律第49号)第76条第1</u>	
	項に規定する登録建築物調査	
	機関又は登録住宅性能評価機	
	 関のうち知事が定めるものが	
	 交付したものをいう。以下同	
	<u>じ。)</u> の添付がない場合	
略		

(イ)・(ウ) 略

イ 共用部分のある共同住宅全体に係るもの(ア)に掲げるものを除く。) アの(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

- ウ 住宅 (共用部分を除く。) に係る低炭素建築 物新築等計画 アの(ア)に定める額
- エ 住宅以外の<u>用に供する</u>建築物全体に係る<u>低炭</u> <u>素建築物新築等計画</u> アの(ウ)に定める額 (315の 6) 略
- (315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物 省エネ法」という。)第30条第1項の規定に基づ く建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次 に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条 第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規 定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審 査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥 取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定め る金額を加算した額)
 - ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有す る建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上 計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した 額
 - (ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する 部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定 める額

区分	金額	
	建築物省エネ法第30	適合証の
	条第1項各号に掲	添付があ
	げる基準に適合す	る場合
	ることを証する書	
	類として知事が定	
	めるもの(以下こ	
	の号において「適	
	合証」という。)	
	の添付がない場合	
1 一戸建ての住宅		
(1) 床面積の合	1 件につき31,000	1件につ
計 が 200 平 方	円	き4,000
メートル未満		円
(2) 床面積の合	1件につき35,000	1 件につ
計が200平方	円	き4,000
メートル以上		円
2 一戸建ての住宅		
以外の住宅(共用		
部分を含む。)		
(1) 床面積の合	1件につき63,000	1件につ
計が300平方	円	き9,000
メートル未満		円

- ウ <u>共同住宅の共用部分以外の部分又は一戸建て</u> <u>の</u>住宅に係る<u>もの</u> アの(ア) に定める額
- エ 住宅以外の建築物全体に係る<u>もの</u> アの(ウ) に定める額

(315の6) 略

(2) 床面積の合 | 1件につき105,000 | 1件につ 計が300平方円 き18,000 円 メートル以上、 2,000平方メー トル未満 (3) 床面積の合 1件につき180,000 1件につ き41,000 計が2,000平方 円 円 メートル以上、 5,000平方メー トル未満 (4) 床面積の合 1件につき257,000 1件につ 計が5,000平方 円 き74,000 メートル以上

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面 積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め

|--|

<u>る額</u>		
区分	金額	
,	適合証の添付がな	適合証の
	い場合	添付があ
		る場合
1 300平方メート	1件につき208,000	1 件につ
ル未満	円(簡易な評価方	き9,000
	法として知事が定	円
	める方法によって	
	認定する場合(以	
	下この号及び第315	
	号の 9 において	
	「簡易評価法の場	
	合」という。)	
	は、80,000円)	3
	1 件につき337,000	
2 300平方メート	円(簡易評価法の	1 件につ
ル以上、2,000平	場合は、134,000	き25,000
方メートル未満	円)	円・・・・
3 2,000平方メー	1件につき481,000	1件につ
・トル以上、5,000	円(簡易評価法の	き74,000
平方メートル未満	場合は、216,000	円
	円)	
4 5,000平方メー	1件につき592,000	1件につ
トル以上、10,000	円(簡易評価法の	き116,000
平方メートル未満	場合は、282,000	円
	円)	
5 10,000平方メー	1件につき700,000	1 件につ
トル以上、25,000	円(簡易評価法の	き147,000

■ 平方メートル未満	場合は、339,000	円
	円)	
6 25,000平方メー	1件につき799,000	1 件につ
トル以上	円(簡易評価法の	き184, 000
	場合は、398,000	円
	円)	

- イ 住宅の用に供する建築物(非住宅部分を有するものを除く。)に係る建築物エネルギー消費 性能向上計画 アの(ア)に定める額
- ウ 住宅以外の用に供する建築物に係る建築物工 ネルギー消費性能向上計画 アの(イ)に定める 額
- (315の8) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に 基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更 の認定 次のアからウまでに定める額を合計した 額(同条第2項において準用する建築物省エネ法 第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどう かの審査を受けるよう申出があった場合は、その 額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項 に定める金額を加算した額)
 - ア 増加する住宅の用に供する部分の区分に応じ、前号アの(ア)に定める額
- イ 変更後の住宅の用に供する部分の区分に応じ、前号アの(ア)に定める額に2分の1を乗じて得た額
- ウ 変更後の非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、前号アの(イ)に定める額(315の9) 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有す る建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定め る額を合計した額
 - (ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する 部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定 める額

区分	金額	
	建築物省エネ法第	適合証の
	2条第3号に掲げ	添付があ
	る基準に適合する	る場合
	ことを証する書類	

_	1 2 2	
	として知事が定め	
	るもの(以下この	
·	号において「適合	
	証」という。)の	
	添付がない場合	
1 一戸建ての住宅		\
(1) 床面積の合	1 件につき31,000	1件につ
計が200平方	円(簡易評価法の	き4,000
メートル未満	場合は、16,000	円
	円)	
(2) 床面積の合	1件につき35,000	1件につ
計が200平方	円(簡易評価法の	き4,000
メートル以上	場合は、17,000	円
	円)	
2 一戸建ての住宅		
以外の住宅(共用		
部分を含む。)		
(1) 床面積の合	1件につき63,000	1件につ
計が300平方	円(簡易評価法の	き9,000
メートル未満	場合は、30,000	円
<u>'</u>	円)	
(2) 床面積の合	1件につき105,000	1件につ
計が300平方	円(簡易評価法の	き18,000
メートル以上、	場合は、52,000	円
2,000平方メー	円)	
トル未満		
(3) 床面積の合	1件につき180,000	1件につ
計が2,000平方	円(簡易評価法の	き41,000
メートル以上、	場合は、94,000	円
5,000平方メー	円)	,
トル未満		
(4) 床面積の合	1件につき257,000	1件につ
計が5,000平方	円(簡易評価法の	き74,000
メートル以上の	場合は、143,000	円。
	円)	

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め

る額

	<u>्य क्षत्र</u>		
Ì	区分	金額	
		適合証の添付がな	適合証の
		い場合	添付があ
	,		る場合
	1 300平方メート	1件につき208,000	1件につ
	ル未満	円(簡易評価法の	き9,000
		場合は、80,000	円

_			
į	円)	,	
2 300平方メート	1件につき337,000	1 件につ	
ル以上、2,000平	円(簡易評価法の	き25,000	
方メートル未満	場合は、134,000	円	
	円)		
3 2,000平方メー	1件につき481,000	1 件につ	
トル以上、5,000	円(簡易評価法の	き74,000	
平方メートル未満	場合は、216,000	円	
	円)		
4 5,000平方メー	1件につき592,000	1件につ	
トル以上、10,000	円 (簡易評価法の	き116,000	
平方メートル未満	場合は、282,000	円	
,	円)		
5 10,000平方メー	1件につき700,000	1 件につ	
トル以上、25,000	円(簡易評価法の	き147,000	
平方メートル未満	場合は、339,000	円	
	円)		
6 25,000平方メー	1件につき799,000	1件につ	
トル以上	円(簡易評価法の	き184,000	
	場合は、398,000	円	
	円)		
イ 住宅の用に供する建築物(非住宅部分を有す			

- <u>イ</u> 住宅の用に供する建築物 (非住宅部分を有す <u>るものを除く。) に係るもの</u> アの(ア)に定め <u>る額</u>
- <u>ウ</u> <u>住宅以外の用に供する建築物に係るもの</u> <u>ア</u> <u>の (イ) に定める額</u>

(316) ~ (328) 略

2 略

(316) ~ (328) 略

2 略

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

住まいまちづくり課(内線:7398)

 β_{μ}^{1}

例名等

財産を無償で譲渡すること(県営住宅高山団地)について

1 提出理由

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96 条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。

提

出

理

曲

及

び

概

要

Ī

2 概要

(1)財産の内容

団地名	種	類	所 在 地	数 量
県営住宅	土	地	岩美郡岩美町大字高山薬師免 142番8ほか4筆	2890.00平方メートル
高山団地	建	物	岩美郡岩美町大字高山薬師免 142番8ほか4筆	10棟(10戸) 810.18平方メートル

(2)相 手 方

岩美郡岩美町大字浦富675番地1

·岩美町

(3) 理由

県営住宅高山団地は、既に岩美町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、岩美町に無償で譲渡するものである。

(4) 譲渡の予定時期

平成28年4月1日

-181-

条例名等	
等とと、出理由及び概要	1 提出理由 鳥取県税条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 2 概要 (1)鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例中引用する鳥取県税条例の条項を改める。 (2)施行期日は、平成29年4月1日とする。

鳥取県税条例等の一部改正について

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第 24 条の 16 略 2 略 3 知事は、第 1 項の規定にかかわらず、鳥取県税条例 (平成 13 年鳥取県条例第 10 号) <u>第 137 条第 2 項第 4</u> 号又は <u>第 137 条の 2 第 2 項第 1 号</u> に該当する自動車を 駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐 車場使用料の徴収を免除する。 4・5 略	(平成 13 年鳥取県条例第 10 号) <u>第 137 条第4号</u> 又は <u>第 137 条の2第1項第1号</u> に該当する自動車を駐車す

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。